

平成20年第6回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成20年12月12日

招集 場所 野洲市役所議場

応招 議員
 1 番 太田 健一 2 番 野並 享子
 3 番 小菅 六雄 4 番 立入三千男
 5 番 内田 聡史 6 番 奥村 治男
 7 番 西本 俊吉 8 番 矢野 隆行
 9 番 梶山 幾世 10 番 田中 良隆
 11 番 藤下 茂昭 12 番 中島 一雄
 13 番 田中 孝嗣 14 番 中田 幸子
 15 番 小島 進 16 番 本田 章紘
 17 番 川口 東洋 18 番 三和 郁子
 19 番 鈴木 市朗 20 番 原田 薫
 21 番 田中栄太郎 22 番 林 克
 23 番 河野 司 24 番 秦 眞治

不応招議員 なし

出席 議員 応招議員に同じ

欠席 議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山仲 善彰	副 市 長	川尻 良治
教 育 長	南出 儀一郎	会 計 管 理 者	山中 重樹
まちづくり政策室 政 策 監	南 喜代志	総 務 部 長	前田 健司
市 民 健 康 福 祉 部 長	新庄 敏雅	都 市 建 設 部 長	堤 文男
環境経済部長	岡野 勉	環 境 経 済 部 政 策 監	土肥 義博
教 育 部 長	東郷 達雄	まちづくり政策室 次 長	中島 宗七
総 務 部 次 長	富田 久和	都 市 建 設 部 次 長	高田 一巳
環 境 経 済 部 次 長	川端 良雄	教 育 部 次 長	山本 治一郎
秘 書 課 長	立入 孝次	総 務 課 長	川端 弘一

企画財政課長 小嶋 祐太郎

出席した事務局職員の氏名

事務局長	田中 正二	事務局次長	井狩 重則
書記	赤坂 悦男	書記	辻 昭典

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(河野 司君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(河野 司君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員24名全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付済みの議事日程どおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は、昨日と同様に配付を省略いたしましたので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長(河野 司君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、第21番、田中栄太郎君、第22番、林克君を指名いたします。

(日程第3)

○議長(河野 司君) 日程第3、昨日に引き続き一般質問を行います。質問にあたって

は、簡単明瞭にされるよう希望いたします。

それでは、通告第8号、第10番、田中良隆君。

○10番（田中良隆君） 皆さん、おはようございます。10番、田中良隆でございます。

1年間監査をしておりましたので、1年ぶりの一般質問でございます。

昨日から新しい市長の答弁を聞かせていただいていますと、なかなか歯切れのよい答弁でございます。大分前の市長とカラーが違うなという、そんな感じを持ちました。この前の前回の選挙のときに市長は当選されたわけですが、そのときの皆さんに配られましたこのマニフェスト、これに基づいて今日は質問をしたいと思います。

あの選挙のときを思い出しますと、今の市長のところは別としまして、ほかのところでは、新聞報道等によりまして、一般市民は、本当に今の山仲市長は、県を首になったのが市長になって、県とのパイプはうまくいくのかい、そんな素直な疑問は、多くの市民が持っていたと思います。まずその辺について、わかりやすく答弁をいただきたいと思います。

それとこのマニフェストにつきまして、3つの柱、21の提案ということでいろいろ書いていますが、この中で特に即実施という部分が10ほどあります。それについて、具体的に前の市長との違いをわかりやすく、できれば示していただきたいわけですが、この10について質問をします。

まず、その中に書いていますのは、皆様方手元にないでしょうから読ませてもらいますと、「人権を守ります」という項目で、人権問題への取り組み強化と相談体制の充実、そして2番目には、市民活動や自立的な自治会活動のための多様な支援、そして3つ目には、市政運営の公正さと法令遵守の強化、4つ目には、ビジョン、計画策定、実施、評価の手順の徹底、そして5つ目には、これは税金の使い方云々という部分ですが、予算編成手続きの公開による財政の透明化、そして6つ目には、「市長も先頭に立って動きます」という部分で、親しく広く意見を聞き、素早く判断し、着実に実行、7つ目が、市民・事業者・職員の相談相手となる、というのが即実施になっています。そして残りの3つというのは、職員に関する部分ですが、「職員の能力とやりがいを引き出しまちづくりに生かします」という部分で、8つ目ですが、職員の意欲と能力が発揮される組織と人事の推進、そして9つ目が、現場に即した政策形成、課題解決能力を高める職員研修の実施、そして最後10番目が、職員の率先した地域貢献活動を推進。これらが即実施ということに、マニフェストに挙がっております。これらについて、先ほど申しましたように、具体例を挙げていただきまして、示していただきたいと思います。

以上です。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 皆さん方、おはようございます。それでは、田中議員の私市長のマニフェストをどう実現するのかということに関するご質問にお答えをさせていただきます。

冒頭に、私が県庁をやめて市長選に出た経緯についてということでしたので、簡単に申し上げさせていただきますと、やめたわけでありまして、やめさせられたわけではございませんし、一応滋賀県の公式見解では、市長選に出やすいように配慮したということになっております。現在も太いパイプはございまして、この間も、県の幹部と懇談をしたんですけれども、冗談に「まだ兼務をしております」と言っておいたぐらいに太いパイプがございまして、それでは、順次ご質問の内容に答えさせていただきます。

私のマニフェストは、「もっと野洲21計画」として、3つの柱と21の提案で構成しています。

1つ目の、「もっとのびのび自由に」は、誰もが自分らしく、輝きながら暮らせるまちをつくるための提案を挙げさせていただいております。

2つ目は、「もっとワクワク楽しく」では、農・工・商の産業振興、さらに自然の恵みを生かした活力あふれるまち、野洲をつくるための提案を。

そして最後3つ目の、「もっとしっかり安全・安心」では、人にも地球にもやさしい安心して暮らせるまち、野洲をつくるためのそれぞれ7つの提案を挙げさせていただいて、合わせて21ということになっております。

まず、ご質問の前山崎市長のときとの違いについてであります。まずはこのマニフェストは、私はこの人口5万人のまち野洲市は、今ある資源を磨けば、もっと元気に、もっと人と物と情報が行き交うにぎやかなまちにしていけると提案しているわけでありまして、そうして、にぎわいと安心の、もっと元気な野洲をつくっていききたいというのが、私の思いであります。これを言いかえますと、野洲自前の資源をより高く評価し、その活用により強く直目しているところが、前市長との違いであろうかというふうに思っております。

具体的に十幾つかお聞きいただきましたので、具体的に申し上げますと、1点目の「人権問題の取り組み強化と相談体制の充実」におきましては、まず人権問題につきましては、人権・同和教育の推進と市民の方々の意識の向上、そして不安定就労が課題となっております。

現在、同和対策審議会におきまして同和対策基本計画の中間見直しを審議中ではありますが、私の基本的な考え方といたしましては、総花的な従来施策を継続するのではなく、未解決の課題を明らかにして本当に困っている人たちに自立に向けた必要な施策が講じられるよう転換する必要があると考えております。

2点目の「市民活動や自立的な自治会活動のための多様な支援」におきましては、まちづくり協働推進センターの機構をもっと開発して、相談、支援、市民活動団体の交流やセミナーの開催、地域SNSを活用した情報提供やネットワークづくりを充実していきたいと考えております。

また、自治会活動への支援につきましては、就任後もすべての学区の行政懇談会を通じて地域の課題や自治会の要望を聞かせていただきました。特に、自治会要望の中でも同じ要望が何年もかかって解決に至っていないというケースが相当ありました。なぜ、これらが解決できないのか、その要因を明らかにすることの必要性を感じましたので、お互いに共通理解できるような形にして説明責任をきちっと果たしていきたいと考えております。そうすることにより、これまでの単純な要望とその充足という関係を超越して、より協働の形での地域づくりに取り組んでいきたいと考えております。

3点目の「市政運営の公正さと法令遵守の強化」におきましては、職員の公正な職務執行においては、各種法令、地方公務員法の遵守はもちろんのこと、市職員倫理規程及び職員の服務に関する規程を遵守するよう、その適正な運用に努めていきたいと考えています。そのためには、まず職員の意識改革が肝心かと考えております。

また、新たに公益通報制度の導入や不当要求対策の充実も視野に入れながら、公正公平で適正な市政運営に努めていきたいと考えております。

4点目の「ビジョン、計画策定、実施、評価の手順の徹底」では、行政機関では非常に多くの計画が策定されていますが、計画があっても目標が達成できない、場合によっては着手さえされていないことが多々あることが問題だと考えております。

あるべき姿、ビジョンですけれども、それと着地点が明確でなければ計画を幾ら立てても達成することはできません。ビジョンを、市民や職員と議論をし、それを深め、明確にし、そしてその上で事業に取り組むという課題解決型の市政を進めていきたいと考えております。

5点目の「予算編成続きの公開による財政の透明化」では、予算編成方針にも盛り込みましたが、編成過程の透明化を図るため、これまで公表されていなかった予算編成事務の

主要な過程におきまして、その概要をホームページや情報公開コーナー等において公開し、市民への情報提供と、ご意見をいただく形で進めてまいりたいと考えております。

6点目の「市長が先頭に立って親しく広く意見を聞き、素早く判断し着実に実行」におきましては、就任後、各部の懸案事項のヒヤリングを口頭形式で実施しました。懸案となっている事柄でも、担当部で抱え込んで悩まず、何がネックになっているのかを分析し、判断保留のままとならないよう、職員を鼓舞しているところであります。できるものとはできないものを見極め、できるものについては果敢に挑戦するよう職員とともに取り組むこととしております。具体的に言いますと、これまでいわゆる庁議、部長会議は2週に1回、隔週でありましたけれども、毎週開催をしておりますし、今回の答弁協議におきましても、当初から職員とともに議論をして、最終まで一緒に議論をして原案をつくらせていただいたという形で進めております。

7点目の「市民、事業者、職員の相談相手となる」に関しましては、私自身が積極的に市民との直接対話を通じて生の声をお聞かせいただき、市民の視点、市民生活の現場からの発想を生かした市政を推進するため、企業訪問やさまざまな現場へ出かけてさせていただいております。また、就任後、私の執務中は市長室のドアを完全にあげ放っております。市民や職員、そして市内の事業者等が気軽に出入りし、相談できる体制をとっています。

8点目の「職員の意欲と能力が発揮される組織と人事の推進」におきましては、権限移譲の関係や現行の組織体制では重複した組織が見受けられることから、来年4月には、職員の意欲や持てる能力が発揮できるような組織の機構改革を実施したいと考えております。

9点目の「現場に即した政策形成、課題解決能力を高める職員研修の実施」におきましては、まちの身近な課題や市政の重要課題をケーススタディにして、みんなで議論していくような研修を取り入れたいと考えております。この中には、私も直接研修生と共に議論する場を設ける予定にしております。

10点目の「職員の率先した地域貢献活動の推進」につきましましては、職員には、市職員としての能力を生かして居住地や市内での自治会役員、体育振興委員、消防団、福祉活動、環境保全活動、子どもへのスポーツ指導など地域貢献活動に積極的に参画していただきたいと考えております。この地域貢献活動を通して、地域全体の状況を把握、分析する力を養い、市民から信頼を得ることにもつながり、職員としてもまた成長してもらえと考えております。

これら即実施といたしました10項目は、職員の意識を変え、仕組みや仕事の進め方を改善すれば、すぐにでも実行でき、市民からも評価をいただけるものと考えております。

以上、ご答弁といたします。

○議長（河野 司君） 田中良隆君。

○10番（田中良隆君） ありがとうございます。前の市長に遠慮されたのか、具体的に前の市長はこうやったけど私はこうするんですという、そんな言い方はありませんでしたけれども、再質問するについて、もう少し具体的に質問をしたいと思います。

まず1点目の、人権問題への取り組み強化と相談体制の充実という部分ですが、私も何度も言っておりますし、この後の一般質問にもあるみたいですし、多くの議員もそう思っていると思いますが、それより何よりもまず一般市民の多くの合意が得られていないような、得られない同和の個人施策については、私自身はもうやめるべきだと思っておりますが、この辺についての見解をお尋ねをします。

それと、2番目の市民活動の部分で、地域SNSという言葉が出てきましたが、SNSというのは皆さん方、議員の皆さん何割ぐらい知っているのかな。知ってます？ 私の勉強不足かわかりませんが、恐らくそんなに少なくない人は知らないと思います。この辺について説明をお願いします。

それと、市政運営の公正さと法令遵守の強化という部分ですが、今公益通報制度という話が出てきました。確かに公益通報制度というのは、もうその条例化が私は必要だと思っております。県内にも、たしか長浜市はもうできていると思っておりますし、幾つかできていると思っております。ただ、人の足を引っ張るような、人を陥れるようなそういうような密告社会になるといけませんけれども、その辺には十分配慮が必要だと思っておりますが、そういう条例化も必要だと思っております。この辺のコメントもお願いをしたいと思います。

それと、それに関連しまして、私は2、3カ月前に前の近江八幡の市長、川端五兵衛さんの話を聞く機会がありまして、その中で出てきたんですが、近江八幡市はコンプライアンスの専門員を雇いましたと。最初はそんなに相談ないと思っていたけれども、時が経つと、年で四百数十件のそういう相談がありましたという、そんな話を聞きました。法令遵守、当然いろんな会議の中でも、あるいは多くの職員さんの仕事を進める中でも、これおかしいなと思いつつも、そのまま全体の流れの中で、そっちに沿って動いていくという、そんなことがあるかもわかりません。そうならないように、その辺の近江八幡の対応について、市長はどう考えておられるのか。野洲市にもどうかというそんな話ですが、その話

についてのコメントをいただきたいと思います。

それと、公正さ云々という部分に関してですが、同和地区の固定資産税の税の還付制度というのがございますね。同じ地区、北比江と和田とあるわけですが、今現在は香港みたいに中国みたいに1国2制度でその対応しているわけがございます。その還付制度そのもの、特に税務課の職員がその税金の半分を一人ひとり、現金を封筒に入れて、それを総合センターまで持って行って還付する、そんなもの誰が考えておかしい話で、それが実際に去年までされていたという。その辺についてどう思われるのかをお尋ねをします。

ましてや、これを私が去年、おとし18年、9月の議会で同じような質問をしまして、そのとき今の副市長からの答弁によりますと、そのときでは、これは17年決算の数字ですが、257件の還付事業がありまして、1,300万余り、1,349万円の還付をしましたと、こういう答弁をいただいております。当然、所得の低い、誰でも認めるような人はともかくとしまして、きちっとした一流企業に勤めて、あるいは市役所に勤めていながら、いわゆる世間誰が見てもそんな低所得者でないというような人にまで、そういう還付事業の対象になるのは、私自身はおかしいと思うし、それを還付事業、還付事業というのでその減免をするのであれば、広く5万人、1万7千世帯でしたか、何世帯でしたか、それを対象にすべきだと思いますが、その辺の考え方もお願いをします。

それと、法令遵守という部分に関係あるんですが、公用車の交通事故、今回今の議会にも専決で何人か出ていました。これの議案の専決の出ない定例議会はありません。必ず出ています。全協でもいつでもそういう話をしているんですが、直らない。もちろん総務部長が汗をかきながら、同じようなことを毎回答弁をしているわけですが、今の前田部長、あるいはその前の北口部長、またその前の山中部長でしたか、も同じような答弁をすべてしているわけです。何で直らないのかなど。やっぱりこの辺は職員の意識、その厳しさ、これが足りない。少なくとも、例えば2回目の職員については、全協の中で氏名を公表します、そして、査問委員会じゃないのですけれども、その罰則というのですかそれを決める何とか委員会というのがございますよね、その議事録は全協については全部資料を配付します、その議事録を資料配付します、それぐらいの取り組みが私は必要だと思います。3番目の市政運営と公正さ、法令遵守についてはそれぐらいにしておきたいと思います。

それと、5番目の予算編成手続の公開という話がありました。私も昨日、ゆうべホームページを見ましたけれども、まだ今のところでは載っていないです。その漠とした話は、それは前進の話でいいわけですが、実際にはいつからどのように、もう少し具体的に説明

してもらわないと。例えば各課から、各原課から要求が上がってきて、部がまとめる。それを市長なり庁議の中でまとめていく。最後、議会の議決ということになるわけですが、そのいつの時点でどうして、例えばその要求は、どういう、原課から上がってくるというのは、恐らくは本来もう収入が見られないからもうカットされるようなものまで、本来は恐らくは載せられるのかなあという気はしますが、その辺がどうなのか。あるいは、各会派でいろんな要求が出ているのもありますし、これから出す会派もあります。それがその中でどう反映されるのか、その辺についてもお聞きをしたいと思います。予算編成手続については、他のこの後の議員が直接その辺の質問がありませんので、私がついでに質問しておきたいと思います。

それと、8番目、9番目、10番目については、職員に関することですが、職員の意欲、いわゆるやる気ですよね、と能力の発揮される組織、あるいは人事の推進ということをおっしゃいました。実際に今数百名おられる野洲市の職員、やる気満々という職員は何人、何割ぐらいおられるのかなあと思います。ここにも幹部職員がおられますが、わしはやる気満々やという方は、手を挙げていただけますか。さっと手を挙げられないところというのは、ちょっとやっぱり生ぬるいかなということが、心のどこかにあるわけですよ。当然幹部職員もそうですから、その部下の多くの職員というのはそう変わらないと思います。もちろん、やる気満々で前向きにばんばん頑張っておられる職員も、私も多数知っていますけれども、でも市役所の職員を大きくくくった中ではそんな雰囲気があるんじゃないかなというそんな気がしております。市長は、今まで県の職員としてばりばり仕事をされてこられたわけですから、今40日余り経ったわけですが、市長に就任して3日後、1週間後ぐらいの市職員に対して、その仕事ぶりをどう感じられたのか、その辺をお聞きをしたいと思います。市職員と県の職員、その違いをどう感じられたのか、その辺をお聞きしたいと思います。

それと、12月1日号の広報紙で、びわ湖放送のインタビューを受けられて、それが載っていますが、市長は、県職員のときは残業はしない、家へ仕事は持って帰らないよというそんな発言をされていますね。もちろん、その考え方というのは、一般の、一般というのですか、今の現の野洲市の職員にも、当然そうあるべきだというそういう思いは発信されると思いますが、じゃあ来年度、一般会計の当初予算で、残業の予算は20年度の予算に比べてどれぐらい減らすのか、それは幾らというようなことは当然言えないでしょうから、漠々と考え方でいいですから、その辺のことを教えていただきたいと思います。

それにもう一つ関連して、職員が、今管理職だけだと思いますが、自分の自己の目標管理のそういう採点をしているとかそんな話も聞きますが、そういうのをするために、ましてそれを一般の職員までおろした時点で、それをするために残業するようなことがあつては、これはちょっと本末転倒な部分があるんじゃないかなという気がします。それについてもコメントをいただきたいと思います。

それと、組織云々という話が出てましたから、これも人権に関係する部分ですが、先ほど言いました2年前の9月議会の今の川尻副市長の答弁ですが、これは18年ですか、17年ですね、決算の数字、金額が上がっていますから。野洲市においては、総合行政として人権施策の推進に取り組んでおり、直接的に人権施策の業務に携わっている職員数は、嘱託を含め26名、うち同和対策を中心に業務に携わっているのは18名とあります。その予算につきましては、17年度決算で2億3,600万、そのうちの人件費が1億8,300万ですが、啓発事業については5,300万、そのうち同和関連については2,600万という、そんなことが書かれております。かなりのウエイト、野洲市の仕事の中で、予算の中で占める割合というのは、かなりの割合になっていると思いますが、その辺の同じ目的である課とか、その部署の統廃合についてどう考えておられるのか。同じ目的であれば統合するべきだと私は思いますが、具体的な個々の名前を出しますと語弊がありますから出しませんが、その辺の市長の考えをお聞きをしたいと思います。

以上、細かいことも聞きましたけれども、再答弁をお願いいたします。以上です。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 田中議員の再質問にお答えをいたします。幾つかご質問をいただきましたので、大きなところを私がお答えさせていただきまして、具体的なところについてはまた副市長、あるいは担当の部長の方からお答えをさせていただきます。

1つは、コンプライアンスの専門的な職員を置くかどうかでございます。これは先ほどもご提案で触れられたように、隣の近江八幡市は前市長のときにそういうのを置かれまして、あれは条例で多分設置されたと思うのですが、現在新しい市長になってからは、廃止をされております。2人の職員が配置されていまして、それも自前の職員ではなしに、当初から県からの出向職員と警察からの出向職員で構成されて、前市長の在任期間中のほぼ全体にわたってそういうのを置いておかれまして。私は、コンプライアンスの徹底というのはどうしても必要ですけれども、いきなり専門的な部署とか専門員であるというよりは、私も含めて市の幹部がやはり法令遵守についてのきちっとした考え方を踏まえる、それと

双方向での監視といいますか、そういったことが必要ですので、まずは個々の職員がそういう意識を持つと共に、職員同士でいわゆるチェックをできるような仕組みから始めていきたいというふうに思っております。

それと、予算の編成に関する公開ですけれども、これに関しましては、先ほども議員が触れられたように、いわゆる担当課の要求段階の情報から公開をさせていただこうと思っています。今担当部局、部課からの要求は大体まとまっておりますので、もう一度チェックした段階で、速やかに公開をさせていただきたい。ただ、あらかじめ議員の方々にはまずお示しさせていただいた上で、市民に向けて公開をさせていただきたいというふうに思っております。十分年内には第1段階の情報を、大体の事業くくりで幾ら要求しているかと、これについては職員からの発想もありますし、市民からのいろいろなご提案もありますし、従来から議会等でご提案をいただいているようなことも含めて、いわゆる原課で調整した予算案です。かなり膨れておりますので、今後いわゆる部長査定あるいは市長査定で、だんだんそれを具体化していくという作業になると思いますので、その都度また同じように公開させていただこうというふうに思っております。

それと、やる気のある職員がどの程度かといいますと、まあほぼすべてかなあというふうに思っております。それと、滋賀県にいたときと、こちらへ市長として仕事についての違いというのは、基本的に余り違いはないのですけれども、あえて言いますと、膠着状態の課題をたくさん抱えていて、悩んでいる方がたくさんいるというのが印象で、これは滋賀県職員か野洲市の職員かという違いというよりは、状況の違いかなあというふうに思っております。

それと、私は残業も余りしなかったですし、意識的にしないで、8時間仕事をすればかなりの仕事ができる。滋賀県の場合は数千人おりましたし、ここも数百人おられますから、それを8時間掛ける数百人という膨大な仕事量に、1日だけでもなりますので、そういった観点から進めてきましたし、これからもやらせていただきたいと思います。

ただ、先ほど申し上げましたように、やはり膠着した課題がたくさんありますから、いきなり残業しないでやるというよりは、そういったものをうまく解決して行って目処を立てると。先ほども議員がおっしゃったように、無駄な文書をつくらない、判断に時間をかけないというやり方を徐々にやっていきますと、無理なくそういった超過勤務が減っていくのではないかと思っておりますので、そういう形で減らしていきたいというふうに思っております。

あと、人権関係の部署のそういう整理だとか効率化につきましても、今いろいろ課題が広がっておりますので、いきなり部署をどうするかというよりは、課題を解決していけば自ずから人も縮小できるでしょうし、組織も統合できるかなと思っておりますので、そういう形で進めさせていただきたいというふうに思っております。

その他のことにつきましては、副市長あるいは担当の部長の方から具体的な説明をさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（河野 司君） 副市長。

○副市長（川尻良治君） 田中良隆議員の方から、同和対策に関連したご質問をいただきましたので、私の方からお答えをいたしたいと思えます。

特に、個人的給付事業については、従来から田中議員の方からいろいろご提案もいただいておりますが、先ほどおっしゃっていただいた、具体的な固定資産税の減免あるいは還付事業を含めた個人的給付事業のあり方については、従来からも申し上げてまいりましたように、現在検討中というところでございます。今日までの各施策の達成度あるいは残された課題を見極めながら、その施策の活用方法あるいは必要性を判断しながら具体的に見直しを進めてまいりたいということを思っております。固定資産税の減免等を含めまして、今年度内を目途にその方向性を出すよう進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（河野 司君） まちづくり政策室政策監。

○まちづくり政策室政策監（南 喜代志君） おはようございます。ただいま田中議員からの再質問がございました、市民活動や自立的な自治会活動のための多様な支援のといった中で、地域SNSのことに关しましてお尋ねがございましたので、お答えを申し上げます。

地域SNSと申しますのは、そもそもSNSそのものが、ソーシャル・ネットワーキング・サービスという頭文字をとりました略でございまして、日記や掲示板、メール配信などの機能を使いまして、インターネット上でコミュニケーションや情報共有をすることができますコミュニティ型のウェブサイトでございます。日本の中ではmixiというのがメジャーといいますか有名になってございます。今回野洲市で実施いたしますのは、全国を網羅するそういうmixiとはちょっと違った、野洲でつながれた会員によります地域限定版のコミュニティサイトでございます。これにつきましては、利用規約あるいは会員規約を定めまして、これに承諾いただいた方を会員として登録をしてご利用をいただこうと、こういうようなものでございます。現在も会員を募集をしております。

そこでどんなことができるかと申し上げますと、例えばですが、サークルや団体活動で取り組みの紹介、あるいはメンバーの募集、さらにイベントの情報あるいは告知、そしてそれぞれがホームページを立ち上げることなく、SNSを利用することでそれらのことが可能になります。端的には仲間との日程調整とか活動の情報交換、忙しくて皆が集まれないといったときにも、簡単に打ち合わせができる。また、専用の掲示板を使いまして、共通の話題でありますとか、例えば子育てのサークル、あるいはお母さん方、そういうような、あるいは介護に携わっておられる方々の相談とか打ち合わせ、あるいは環境、防災あるいは防犯、そういうような地域の課題が幾つもあります、1人では難しいようなことも、こういうようなサイトを使いまして皆で一緒に話し合っていくと、こういうようなツールとしても使うことができますし、さらには野洲の魅力の再発見といいますか、野洲の名勝や行事、あるいは四季の移り変わり、そしてそれぞれ皆さん方お気に入りの風景なんかも、日記やフォトアルバムにして掲載をするといったことも可能ということが言われております。また、野洲のホームページの方からも入ることができますので、ご活用していただければと思っておりますが、これの愛称を今「やまする」というふうな愛称で皆さんに親しまれまして、ご活用をいただいているというのが現状でございます。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 田中議員の再質問にお答えをいたします。

まず、職員の公用車による交通事故の件でございまして、これもご指摘のとおり、職員の意識、あるいはまた緊張感の不足、こうしたことからかなり件数も発生しているという状況の中で、その対策についてということでございますが、これにつきましては、職員の意識高揚を図るため、また事故のないようにということで、これから、毎朝朝礼をやっておりますので、そうした中で所属長の方からもそうした交通安全意識の高揚、あるいはまた事故のないように、これを徹底してまいりたいというふうにも考えておりますし、さらにはまた職員全体に対しまして、交通安全意識の高揚を図るために、交通安全の研修も今後考えておるところでございます。また、事故予防対策についても、いろんな角度から考えてまいりたいと、講じてまいりたいというふう考えています。

ご質問をいただいております、交通事故の再発者の氏名の公表ということでございますが、これにつきましては現在、公表については考えはございません。

それから、公益通報制度の導入に関わるご質問でございますが、これにつきましては条

例ということまでは考えておりませんが、制度化については必要なことと考えておりますので、今後要綱で制定を進めてまいりたい、要綱整備をして進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 田中良隆君。

○10番（田中良隆君） わかったようなわからないような答弁もありましたし、3年ほど前から同じようなことを聞いているような答弁もありました。今日は本当にそんな細かい話をするつもりはありませんので、これぐらいにしておきますが、先ほど言いましたように、市の監査委員をしていました。1年間やってきて感じましたことは、とりあえずその指摘するようなことがあって指摘しましても、その場だけ何とか取り繕っていたらいいの違うかなと、そう思っているの違うかとそういう感じを受けた場面も多分にありましたし、恐らく前の監査委員ももう一つ前の監査委員も、今の田中孝嗣監査委員は、これから市長がかわりましたからそんなことはないとは思いますが、そういうことがありました。それも山崎、前の市長の長い長い行政経営ですね、行政運営というんですか、事実上のトップとして長いキャリアがありまして、職員もおかしいなあと思いつつも、こうするべきじゃないかなと思いつつも、市長と対立をしたくない、あえてけんかをしたくない、何もしなくても、聞くだけ、言うことさえ聞いておけば、あるいは聞くような格好さえしておけば自分は楽ちんなわけですから、そんな空気が私はあるような気がします。そんな感じを何回も受けております。

今、新しく市長がかわられました。今が一番大きなそれを変えるチャンスだと思います。市長のかじ取りで、これから野洲市もあるいは市役所、あるいは市職員そのものも大きく変わることができると思いますし、どうにでも変わることができると思います。特に、これは何回も言われていることですが、行政というのはサービス業なわけですよ。何年前か前に、今の守山の市長が当選されて間なしですからもう何年前になるか忘れちゃいましたが、前の守山市長が当選された間なしに、1週間後か2週間後ぐらいに守山の市役所の窓口に行く用事がありまして行きました。そしたら、たまたま知っている職員が、守山市の職員が近くにいまして、カバンを持って行っていたんですが、「田中さん、カバンを持ちましょうか」と言って寄ってくるわけですよ。「これから守山市役所はディズニーランド並みのサービスを提供します」ということを言うわけですよ。もちろんそれは中身は冗談ですが、多分市長が新しくなってそういうことをやかましく言われているんだなと

いう、そんなことを感じたことを思い出しております。

今みたいに、あいさつもそうです。何回も過去に一般質問でもありましたし、特にあいさつぐらい、あいさつというのは、それも本当に気持ちのいいあいさつですよ、本当に形式的なあいさつではなくて、そういうのは一般市民にとりましては全然コストのかからない行政サービスです。もちろん、あいさつだけを言っているわけじゃないですけども、そういうことで職員のやる気、前向きな積極的な、もちろん明るいあいさつも含めまして、そういう野洲市民の顧客満足度100%の、そんな野洲市を目指して、市長、かじを取っていただきたいと思います。

最後にそのことに関しまして、市長のコメントをお聞きをしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 田中議員の再々質問といいますか、激励のお言葉にお答えをさせていただきます。

市政というのは、常々申していますように、市民のための市民サービス、それとそのためにはやはりまちがにぎわいがあるって発展をしていないとだめですし、そして安全・安心な部分が担保されないとだめだと思っております。そのための働きを職員がするというところでございますから、市民のため、あるいは地域のためという自覚を持って、かつやはり仕事というのは、わざ、技術、知識、そして熱意が要ります。これまでは、どうしても今ご指摘があったようになかなか展望の開けない仕事をしていたという状態もありまして、当然そうなりますと、熱意は衰えます。学ぶ意欲も衰えます。せっかく力があっても発揮できないということになりますから、やはりそういった負の方向、マイナスの方向の回転を、もう一度プラスの方向へ回していく取り組みをやらせていただきたいというふうに思っております。ただ、いきなりやりますと、いつも言っているんですけども、骨折しますので、しばらくリハビリ期間をうまくおきながら、少しずつ前向きに変わっていただきたいと思いますので、少し時間がかかりますけれども、温かい目で見えていただいて、ご声援をお願いしたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（河野 司君） 次に、通告第9号、19番、鈴木市朗君。

○19番（鈴木市朗君） おはようございます。定例会において一般質問を行わせていただきます。

まず、世界の経済情勢を見てみますと、アメリカのサブプライムローンに契機を發し、

それぞれの証券会社あるいは金融機関が大きな危機状態になっておることは、皆さん方、既にご承知のとおりだと思います。そしてまた、その後、リーマン・ブラザーズによる倒産、さまざまな出来事がこの日本に押し寄せているのが現状でございます。IT関連あるいは自動車産業においても、大きな痛手をこうむっております。しかしながら、日本の国の足腰の強い経済というのは、最たるものがございます。せんだって新聞発表でありました、野村ホールディングがリーマンブラザーズの傘下の一企業を2,000億円で買収したということが発表されて、私も日本経済を支えていくような、そういうような足腰の強い企業があるということを、心を強くしておるところでございます。さて、情勢はそれぐらいにいたしまして、一般質問の本題に入らせていただきたいと思っております。

まず一番目に、小児救急医療体制支援事業についてお尋ねをいたします。小児救急支援事業の交付金要綱に、「知事は、市町村および一部事務組合が、在宅当番医および病院群輪番制病院等を支援する小児の2次救急体制の確保に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則に規定するもののほか、この要綱に定めることによる。」ということがうたわれております。

補助の対象といたしまして、「補助の対象とする事業は、次のとおりとする。(1) おおむね広域市町圏を単位として市町等が小児科救急に対応する輪番制病院を確保するため支出する経費で地方公共団体または地方公共団体の長の要請を受けた病院の開設者が整備、運営する病院で相当数の病床を有し、小児科医師等医療従事者の確保および救急専用病床の確保等第2次病院としての診療機能を有する病院とする。

(2) といたしまして、「原則として2次医療圏単位において、小児科医を含む地域の関係者からなる協議会を設置し、地域における小児救急医療確保のための検討・調整および小児救急医療関係施設間の調整等、小児救急医療体制の確保に必要な事項の調整等を行うものとする。」ということであつております。

しかしながら、湖南4市では、小児科医に恵まれているとはいえ、平成20年度小児救急診療当番日を見る限り、小児救急当番医療関係のない空白日が年間24日あります。

ちなみに、平成20年4月1日から9月30日までの診療状況を見ますと、当番回数184回、患者延べ数6,166人、外来数5,827人、入院数339人となっております。

医療関係に関わっておられる方々は大変ご苦勞をいただいております。皆さん方もご承知のように、1人の医師が36時間体制で勤務するというような実態が、常日ごろ行われておる中での医師の仕事というのが、見せつけられておるわけでございます。本当にご苦

労をいただいておりますということは、私も承知をしております。

その中で、当市の小児救急体制を湖南4市の中で、今後空白日を解消するために、どのように展開されていくのか。今現在野洲病院でお世話になっている小児科医の医師は、1人だと聞いております。また、厚生労働省の方針により、研修医制度が大きく変わったことにより、大学から医師の派遣等が非常に難しくなったということが現実でございます。そうしたものを1つずつ打開していかなければ、小児救急というのは、この空白日に対する穴埋めが非常に困難だと、私は思うわけであります。しかるに、関係当局の所見をお伺いしたいと思います。

次に、財政健全化と自主財源の確保について質問をいたします。先般発表されました中期財政健全化計画によれば、非常に厳しい状態となっておるということは、既に皆さん方もご周知のことだと思いますが、その中で、10月の17日に契約された件でございます。その前に、歳出の削減施策についても、私は限界があろうかと思われま。起債に頼らない自主財源の確保が先決であるということ、常々私は申し上げております。先ほど申し上げました10月の17日に契約された、野洲市有財産の処分に関するところでございますが、ちょっと待って下さい。資料。

先ほど田中議員の中で、市長は職員さんに対する信頼度というのを、全員だとおっしゃってました。この中で、野洲市公有財産審議委員会の構成員、これは副市長をはじめ政策監、総務部長、市民健康福祉部長、都市建設部長、環境経済部長、教育部長、総務課長、企画財政課長、市民課長、都市計画課長、教育総務課長、上下水道課長、この方たちが、公有財産審議委員会の構成メンバーなんです。こういう財政非常事態宣言がなされている中で、10月の17日に契約されたあれは、いったい何なんですか。実勢価格の約半値で、野洲市が所有している野洲駅まで歩いて1分のところを実勢価格の2分の1で売却するというような契約が交わされていますね。職員さん自体に、財政の非常事態が出されている中で、全く危機意識がなかったものだと私は思います。前市長の任期は10月の30日だったですか。それにも関わらず、新市長が10月の12日に選挙で勝って当選されているのですよ。そうした中で、どうして10月17日に駆け込みで契約をしていかなければならなかったのか。そしてまた、今まで公有財産購入に関しては、すべて議会に諮って調整してまいりました。ところが、この事象に関しては、何ら議会に報告もなしに進められているという事象がございます。そのようなことを、皆さん方はどのように思われているのか。貴重な市民の財産を、こうしたメンバーたちのもとの処分をされる。私は、こう

いう事象に関して、不審に思います。今の市長はこの件に関しては、ご存知がなかったと思います。僕が指摘して、そして1カ月後ぐらいにこの件に関して市長に連絡があったと思います、報告が。そうした中で行政運営がされていますね。情報公開、情報公開で、口ばかりなのですよ。こんなものはすべてオープンにして、市民に知らしめてきちっと処理をしていかなければならない事態でしょ。そういう点について、お尋ねをしたいと思います。

再質問において、自主財源の確保についての本題に入ってまいりたいと思いますので、私の言っていることに関しては、きちっとした答弁をして下さい。

以上。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 鈴木議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問の概要が不鮮明で、むしろ案件として指摘されたことの概要を、こちらから説明をさせていただかないといけないのかなあとと思いますけれども、10月17日で野洲駅前北口といいますか、琵琶湖側の地先にある土地が市と民間とで売買契約が結ばれておりまして、その手続等についてのご質問かなと思います。本来、市の財産を売却するということにつきましては、これは従来からも方針で出されていますように、未利用地ですとか不用品な財産については売却して、市の財源の確保をするという方針に立っております。それに充てる土地については整理をされておりまして、その土地に該当するものについては順次売却をするということになっております。ただ、その売却をするにあたっては、当然これは市の財産ですから、今鈴木議員がご指摘のように市民に情報公開をした上でやるというのが1つですし、その土地が売却に適するかどうかという判断が1つあると思いますし、もう一つは売却する手続、いわゆる随意契約でやるのか、競争で入札をするのか、あるいはそれにあたってどういう鑑定をかけて、適正価格を位置付けるのかということがあるかなと思います。ご質問が、何を答えよというのがもう少し明確でなかったもので、とりあえず今お聞きしたことからすると、そういうことをお聞きかなと思いましたので、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） 私から、鈴木議員の小児救急医療の支援についてのお答えを申し上げたいと思います。

小児救急医療は、小児科医師の偏在化が進み、病院勤務の小児科医師の確保が年々厳し

い状況となっております。本市の中核病院におきましても同様の状況でございますが、引き続き、広域での救急医療体制を維持するため努力をしてみたいと考えております。

なお、本年度につきましては小児の2次救急を担う野洲病院におきまして、医師確保が図れなかったことなどを要因といたしまして、24日の空白日となったものでございますが、その対応としましては、これまで休日や午後11時まで小児科医がアドバイスまたはいろんな情報提供を行っております救急電話相談をご利用いただきますように、呼びかけをしておるところでございます。

今後は、湖南4市が連携を図りながら、救急医療が維持できるよう取り組みを進めまするとともに、県では現在救急医療体制検討委員会を設置されまして、救急医療のあり方について検討が加えられていることから、これらの結果も踏まえながら、地元医師会・病院・行政が連携をいたしまして、今回湖南広域の小児救急医療体制の維持が図ってまいれるように、さらに進めてまいりたいと考えておりますし、また、利用者、市民の皆様には適切な受診の方法とか、小児医療の現状を理解いただけるように、周知に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 鈴木市朗君。

○19番（鈴木市朗君） 小児救急からまず入っていきたいと思います。医師の確保というのは大変難しいということは、これは私も身内の者が医師をしておりますので、その点についてはよく知っております。そしてまた、滋賀県は全国47都道府県の中で、人口に占める医師数は全国で何位ぐらいになっているのでしょうか。ちょっとその辺をお知らせしていただきたい、お聞かせいただきたいと思います。

いずれにしても、既に、皆さん方自分のお子さん、またお孫さんをお育てになった経験をされていると思いますが、子どもというのはいつ何どき高熱が出たりして救急で駆け込んで行かないといけないということが多くございますので、医療関係におきましては、十二分に力を入れていただきたいということを、要望しておきます。

財政健全化と自主財源確保についてでございますが、本来、私はこういう今申し上げました問題を出すということは、さらさら考えておらなかったわけですが、自主財源確保という形ですから、どんな形でも出せるなという思いで、今回途中から入れたわけでございますが、今市長が申されましたことは、経緯はそこにいらっしゃる皆さんは全部知っておられるんですよ。だから僕は簡単に言ったんです。わかりますか。市長はさらっとかわ

されましたけれども。そこにいらっしゃる皆さん、ご存知なんですよ。これだけのメンバーが、先ほど申し上げましたメンバーが皆そろってやっているわけですから、皆さんご存知なんです。それなのに、今市長、さらっとかわされましたね。やはりこういう問題がある以上、市長は何らかの解決策を見つけ出さなければ、僕はいけないと思うんですね。議会としても、こういうような事態で放置しておくわけにはいきませんから。簡単に申し上げますでしょうか。やはりそれ以上くわしく言いますと、それぞれにまた問題があるかと思えますので、要約だけして申し上げます。

今、私が申し上げている対象土地は、JR野洲駅の構内まで歩いて1分以内のところですよ。しかるに、そのJR野洲駅を起点とした500メートル東、大津能登川線沿い久野部の交差点周辺、その実勢価格が、最近取引されたのが、私には坪あたり50万だと聞いております。また、この南口におきましても、南口構内から幹線に沿って300メートル離れたところで、坪70万だと聞いております。そうした中で、この土地に関しましては、駅前北口開発のときに、代替用地として確保している用地なんです。皆さん方、この用地の素地の価格ですね、こういうのもご存知だと思います。素地に対して、そこへ造成価格がプラスされます。所管は当時の湖南開発事業団の用地だと私は認識しております。湖南開発事業団が駅前北口を開発されたときの保留地の処分として、住居系の区域で実勢価格に相当する住宅地として坪60万で売却されたということも、私の記憶に残っております。

そうしたところを安易に、この財政非常事態宣言のときに、どうしてその価格を下回る価格で売られたのですか。売られたのではない、契約されたのですか。市長は、経過がわからないとおっしゃっていましたが、本当は市長の次に総務部長か政策監が、その経過経緯を説明するのが当たり前でしょ。いまだ何ら議会に報告もされないまま、それは議会としては承認するわけにはいかないと思います。職員の皆さんは、私とその点を質問したら、常に正当化した回答しか出されておられません。特に不動産鑑定士の所見を見ますと、この用地に関する権利が、借り主に40%という権利が発生してございます。しかるに、40%の権利が発生しているということは、今まで行政の管理が行き届き、悪かったと。どうしてあの借地に40%の権利もついてくるわけなんですか。この用地では、例えば今度行われます駅前整備事業に関する代替用地として確保しておくものなんですよ。売却するものじゃないんです。あくまで代替用地なんです。この契約条文の中では、貸付物件の返還は、そういうことにおいて無条件で甲に返還しなければならないということは、きっちと賃貸契約の中でもうたっております。10月の1日に鑑定依頼をされて、10月の1

7日に契約。鑑定というものは、これは1カ所の鑑定だけではだめなんです。国家試験に合格した1人の医師が、どんな病気でも診られないということも同じなんです。鑑定士一人ひとりの所見が違います。それを安易に受け止めて、市民の共有財産である再生産のきかない野洲の駅前の一等地を、どうしてそういう安易な考えで処分をされようとしているのか、その真意が私にはわかりません。その辺の答弁を求めます。損害をこうむった場合は、契約者に損害賠償を訴えることも考えておりますから、ご留意して下さい。

さて、この件はこれで終わりますが、自主財源の確保について、平成20年第6回定例会の補正予算の中で、工業振興助成金が出ております。総額15億5,183万という工業振興助成の総額が、これが平成21年度以降、これは平成17年から5年間にわたっての分割で、23社に用地等取得助成金、建築設備助成金、雇用促進助成金、緑化推進事業補助金という形で出ております。15億の工業振興助成金を出されておるわけですが、各23社の今後平成22年後の固定資産税の収入、あるいは償却資産も含めて、どのような形でこの財源が確保されるのか、お示ししていただきたいと思っております。

そしてもう一つは、私どもの野洲市におきまして、湖南4市の中で、市街化区域が圧倒的に少のうございます。草津、守山、栗東、野洲の中で市街化区域の占める割合、面積、それを教えていただきたいと思っております。

そしてまた、今野洲川関連の網がかかっておる部分がございますね。その中での市街化区域の面積、あるいは青地の面積等を網羅しておられると思っております。やはり未利用地に関しましては、速やかに宅地誘導を、宅地に誘導していくという方策を講じていかなければ、固定資産税は入ってきません。固定資産税というのは、世の中どんな不景気になっても、唯一の固定財源でございます。固定財源を確保して、やはり不採算性の農業、商工業、そちらの方へお金を回していくという、お金は市内で流通をしていかなければ、経済は発展いたしません。そういう観点から、そういう誘導方策をどのように考えておられるのか、お尋ねをしていきたいと思っております。

以上、明確に答えて下さい。

○議長（河野 司君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは鈴木議員の、医師の全国の数というか滋賀県の占める位置をとということでご質問をいただいておりますので、ご回答を申し上げたいと思っております。

これは、平成18年現在で、滋賀県の医師につきましては2,810名ということで、

10万人あたりでいきますと202人、全国で32位ということでございます。また、小児科につきましては、15歳未満で10万人あたりにいたしますと、195.8人、全国で13位となっているものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 鈴木議員の再質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず、市有地の売却の件でございます。冒頭、市長の方からも概要のお話いただいたわけでございますが、10月の17日に処分した市有地の件でございますが、この件につきましては、議員もおっしゃいますように、本市といたしましては、財源確保という観点から、財政健全化計画の自己プログラムにも示していますように、市有地の売却を行うことによりまして収入確保を図っていこうという観点から、この土地の処分をしたものでございます。

まず、この市有地の土地の経緯でございますが、議員の方からもご説明がございましたように、今回の契約相手方につきましては、昭和49年に整備されました駅前広場南口の整備事業によりまして、駅前の北口に移転をされたということございまして、その移転をした当時、周辺の用地交渉を進めていく段階で、売却をいたしました市有地204平米、今現在契約相手方の駐車場用地として利用されておるわけですが、この残地としてできました土地でございます。そうしたことで、この契約相手方から、営業用の駐車場として、当時昭和53年ですか、賃貸借の申し出がございまして、53年から21年の間、賃貸契約ということで駐車場としての賃貸契約に至った経過が、まずございます。

そうしたことで、私ども処分をしていく中で、市内部で、副市長以下各部長で構成しております公有財産審議会の中でも、十分この件につきましては協議を進めてまいりました。そうした結果の中では、当時の公共事業の協力者であったこと、それから30年以上のいわゆる借地権者であるというふうなことから、相手方の方からも申し出もございましたことで、価格についても交渉をいたした結果、随意契約として処分することに至ったわけでございます。

また、この売買価格につきましてご指摘をいただいておりますが、実勢価格とほど遠いということでございますが、通常の場合、競争入札をする場合につきましては、条件を付け入札を行いまして、最高価格の提示者に売り払いを行うということでございますが、今回随意契約とした場合につきましては、競争入札する相手がないこととなり

ますので、このときにつきましては不動産鑑定士によります鑑定価格で売り払いを行うこととなるわけでございまして、この鑑定価格につきましては、ご承知のとおり、近傍地の売買実例、あるいはまた地価公示などをもとにして算出をされておりますので、私どもはそうした客観的な判断ということで、適正な価格であるというふうに考えたところでございます。

なおまた、この土地につきましては、利用権によりまして、一定の利用権が、長年の一体的に営業の用に供しておられたということでございまして、一定の利用権が存在をしていたものとの土地の鑑定結果でもございました。そうしたことで、この鑑定結果に示されました利用権の割合の中で、10%という減額をした中で売買価格を決定をしたものでございます。そうしたことで、特に財政面で収入確保をしていく中で、随意契約ということはどうやというご指摘でございますが、今回の事情につきましては、そうした特別な事情等々ございましたので、その点、公有財産審議会でも十分議論の中で進めたものでございますので、私どもは正当な処分の仕方ではないかというふうに判断をしているところでございます。

(発言する者あり)

○議長(河野 司君) 暫時休憩いたします。再開を10時45分といたします。

(午前10時20分 休憩)

(午前10時44分 再開)

○議長(河野 司君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

○市長(山仲善彰君) 鈴木議員の再質問の財源確保に関する部分について、お答えをいたします。

土地の売り払いにつきましては、まず基本的な考え方といたしましては、先ほども少し触れましたけれども、市が持つてゐる土地に関しましては、まずそれが売却するに適する財産かどうか。今回の場合ですと、民間には貸していたわけですがけれども、駅前の開発が整備が想定されているという中で、それがそれに値するかどうか。他の場合につきましても、単に普通財産であるからというだけではなく、使用の目処があるかないか、そういった観点から、まず売却にふさわしいかどうかということ判断した上で、売却する土地の情報については議会を初め市民に公開をさせていただくと。その上に立って売却をするということになりましたら、当然鑑定をかけるとともに、できるだけ、財源確保の観点から競争

性が高い売却方法をとるとというのが原則かなというふうに思います。ただ、今回の案件につきましては、現時点で私が把握している限りは、公有財産審議会の議を経ていますし、鑑定をかけて既に売買契約が終わっているという状況でありますので、それも踏まえて対応を考えさせていただきたいと思いますが、今後につきましては、先ほど申しあげましたような公開性、透明性、競争性を保った手続を踏んでいきたいというふうに思っております。

土地の価格等の詳細については、総務部長の方からお答えをさせていただきます。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 鈴木議員からお尋ねの当時の素地価格、当時の買い取り価格のご質問でございますが、これにつきましては、私どもも調査をいたしたわけでございますが、資料等もございませんので、そうしたことでわからないというのが実態でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（河野 司君） 都市建設部長。

○都市建設部長（堤 文男君） それでは、鈴木議員の再質問の中で、湖南4市のそれぞれ市街化区域の占める率でございますけれども、草津市では約38%、それから守山市では27%、そして栗東市では26%、野洲市におきましては12%、特に野洲市の場合には率としては非常に小さな率でございます。

また、市街化区域内での開発可能面積、どの程度残っておるかということでございますけれども、開発可能面積としては、約7ヘクタールほどでございます。これについては、まだまだ小さい部分での面積というのはたくさんあるんですけれども、あくまでも開発可能面積、大体2ヘクタールぐらいを標準としての部分でございますので、2、3カ所まだ部分的には残っているということでございます。

それからあと、市街化区域の今後の誘導といいますか、見通しでございますけれども、今現在大津湖南の中で、平成22年度を目標に見直しを行っておるところでございます。そういった中で、全体の枠の中で、当然県も含めて協議がなされるわけでございますけれども、なかなか今の現状としては、市街化の拡大というのは非常に厳しいような状況であるということは聞いております。ただ、市としても、やはり合併して活性化するためには、人口を増やしてという思いも当然ございますので、その辺は我々野洲市としても、意見としては十分にその辺を反映して、できるだけ市街化部分については、これも利害関係等もございまして、今後協議をしながら進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 総務部次長。

○総務部次長（富田久和君） それでは、私の方から工業振興助成制度に係ります固定資産税の増収の見込みについて、お答えをさせていただきます。

議員ご指摘をいただきましたように、23件の企業に対しまして15億5,183万円の助成総額を予定しておるところでございます。20年度の12月補正を通していただいて、仮に今年度末に支給いたしますと、このうち8億5,000万円ほどが交付ということになりまして、あと7億ほどが、21年度以降の残額といった形になってございます。

それから、固定資産税の増収でございますけれども、これにつきましては家屋と償却資産については、景気の影響に関係なく増収が見込めるということで、投資額に見合う形で推計をしております。19年度からこの分が反映をされるということで、毎年の累計額でいきますと、平成23年度にはこの増収額が15億になると、このように見込んでございまして、この時点で、ほぼ助成額と見合う形での増収が図れると、このような想定をしております。それからあと、家屋につきましては、存続をします間、固定資産税として継続して収入が見込めるといったことでございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（河野 司君） 鈴木市朗君。

○19番（鈴木市朗君） 今、総務部長の回答を聞いて、がっかりいたしました。本当に我々議会に対して、何かふざけているようにしか思えませんね。ようこの素地価格も知らないでこうした事案が進んでいくということに、私も疑問を持っております。これ本当に、市民の皆様方が周知されたときに、どういように判断されるか。これは市民一人ひとりの財産の処分を、このような形で売却されるということは、非常に残念でなりません。公有財産貸付契約書の中でうたっているように、甲の財産は甲の指定する期日までに現状に回復し無条件で甲に返還しなければならないというような条項がうたわれておるにも関わらず、そしてまた、素地価格も知らない方たちが、このような審議委員会の構成メンバーに入っておられる。また、この市役所の中で三百有余名の方が執務に関しておられますが、誰一人知らないというのは、これは不自然でなりません。

私はこの素地価格を知っていますよ。申し上げますよ。坪単価33万3,300円です。今売られるのが38万何がしかでしょ。これ、30年前の素地価格、田のままの価格ですよ。それが33万3,000円ですよ。だからそんなことも知らないでやっておら

れる。市長、そんな職員さん信用できますか。これから時間をかけて、きちっとした職員教育をしていただきたい。すぐにはいきませんが、三つ子ならすぐいきますけれども。

そして、私はなぜこういうことを申し上げるか、嫌なことを本当に申し上げております。今お聞きしますと、財政健全化、財政健全化に供するものならば、少しでも高く売るというのがあなたたちの責務でしょ。違いますか。

私が申し上げておることが、皆さんにはご理解はしていただけないと思いますが、今堤部長から報告がありました各市街化区域のパーセンテージをお聞きしました。野洲市は12%という低い段階で推移しております。私は、工業立地促進法による法案が通りまして、相手産業を誘致しようとしている現状、そうした中で、今京セラの中にある関連企業の中で2,000人を雇用するということが出ております。その2,000人の方を、やはり野洲でお住まいしていただき、そして住民税を払っていただき、所得税を払っていただき、固定資産税をいただき、やはり財源確保にはそれが必要だと私は思うんです。そして、財源確保をした上で、不採算性の農業、あるいは零細の商工業、そしてまた勤労者に、この市内でお金を循環していく、そういう制度を打ち立てていかなければ、野洲市は発展しないものだと、私は思います。ですから、今後山仲市長におきましても、そういう姿勢を貫いていただき、にぎわいのある野洲市、これは市長のキャッチフレーズでしたね。ですから、施策の中でそういうことを展開していかなければならないということを、まず申し添えておきます。今、未利用地の残が7ヘクタールあるという説明を受けましたが、この7ヘクタールを完全に住宅化すれば、固定資産税やなんかはどの程度は入りますか、お聞きします。

そして、今総務部長がお答えになった素地の価格もわからないという段階の中で、こういうようなことをお決めになった、そのことについて、どういようにあなたたちは思われているのか、それが当たり前だと思われているのか、その部分について再度お伺いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 鈴木議員の再々質問にお答えをいたします。

職員の教育というよりは、先ほども田中議員、そして鈴木議員からご指摘をいただいていますように、上を見て仕事を、上を見過ぎて仕事をしていた。職員が萎縮をしていたというところに問題があるので、教育というよりは、状況を変えることもあわせてやらない

といけないのではないのかなあというふうに思っております。

それと、税収確保につきましては、議員ご指摘のように、固定資産税を上げる、あるいは地域の発展を通じて税収を上げるというのが、一番正当な方法だと思っております。市街化区域につきましては、先ほども部長が答弁いたしましたように、比較的比率が少ない、面積が少ないということでございます。ただ、一般的には食料自給率が国では40%を切っているとかそういうことで、そういう中で農地を転換するというのは、国の大きな方針の中では、なかなか困難ですけれども、やはり地域ごとに全体をどう考えて、まちの発展を期するかという議論の余地はあると思っております。ただ、その前提としてやはり道路だとかインフラ、いわゆるインフラ整備をあわせてやらないと、単に土地の転換というだけでは済みませんので、一定期間に開発がされるというためには、道路だとか治水だとか、さまざまなそういう社会基盤整備も必要ですから、そこもあわせて取り組んでいきたいと思っております。

さっきにも答弁をいたしましたけれども、市内の立地企業を回らせていただいても、私が従来言っていますように、まち全体のそういうにぎわい、風格、教育機関の質の向上、あるいは文化とか、そういったこと、あるいは福祉、医療、そういったまちの装備があつてはじめて、職員が魅力を持ってくるということになっていきますので、土地の計画的な利用とあわせて、そのあたりの基盤整備もやっていってまちの魅力を高める中で発展をして、税収を確保していきたいというように思っております。

○議長（河野 司君） 都市建設部長。

○都市建設部長（堤 文男君） 鈴木議員の再々質問の中での、現在未利用地の部分について、住宅が張り付けば、どの程度の固定資産税の収入につながるかということでございますけれども、それぞれ未利用地の路線価にもよりますので、今現在細かな資料がございません。申しわけございませんけれども、調査いたしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 市有地の売却にあたっての考え方でございますが、今回のケースにつきましては、先ほどから申し上げましたとおり、私どもは一定正当な判断をさせていただいた上での処分をさせていただいたというふうに考えておりますが、議員ご指摘のとおり、市有地につきましては貴重なこれは市の財産でございますので、そういう観点から、今後におきましては、十分私どももその辺のことも意識を高めながら、慎重な対応

をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 次に、通告第10号、第3番、小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） それでは、一般質問を行います。はじめに、市長におかれては、去る10月12日投票の市長選挙に当選され、2代目市長に就任されました。今日、小泉構造改革以来、国民生活が一層脅かされている現状のもと、自治体、また市民の暮らしを守る市政運営をされることを求める立場から、質問を行います。本定例市議会では、私は新市長のもと、この間の本市における重要課題のうち、6点について市長の見解を質問いたします。

まず1点目に、市長の初心についてであります。さきの臨時議会で所信を明らかにされました。その特徴は、1点目に、本市を取り巻く財政運営、また行政運営は、世界規模での金融危機、株安、円高などにより、法人税収の依存度の高い野洲市にとっても大きな影響を受けること、また地方交付税削減や扶助費増加で、財政構造の硬直化により厳しい財政運営を強いられる。2点目には、市財政の基本として、市民参加の透明で課題解決型の市政推進、3点目には具体的なこととして3つの柱と21の政策を掲げておられます。

以上が主な内容だったと思いますが、言うまでもなく、現在自民党政治は深刻な行き詰まりを示しています。世界規模での金融危機で、経済の混乱と景気の悪化が深まっています。これは金融自由化と規制緩和、投機マネーの横行、アメリカ依存の極端な外需、すなわち輸出頼みという日本経済の構造にあります。アメリカ経済が減速、混乱すれば、日本の景気が一気に悪化する事態が発生しています。しかしながら、政府と財界の打開策なるものは、景気悪化を理由にした大企業の大規模な雇い止めや首切り、また大企業に対しては減税を進めながら、一方で国民には増税路線、医療でも高齢者をうば捨て山に追い込む後期高齢者医療制度の強行、後でも述べますが、日本農業を一層疲弊、崩壊させる農政や中小企業切り捨てを推し進めています。

本来、このような外需頼みから内需主導で日本経済を抜本的に転換を図るべきですが、麻生内閣が明らかにした今の経済対策なるものは、これまでの域を出ないものがあります。一層大企業への法人税減税、また国民には1回限りで究極の選挙対策と言われる給付金制度、その一方で、3年後には消費税の増税を言明するなど、どうしてこれで景気がよくなるのでありましょう。

一方、このようなもと、地方自治体を取り巻く環境も一層深刻さを増しています。この

間の構造改革路線、三位一体の改革と税源移譲なるものは、地方自治体財政と行政運営に困難をもたらしてきました。不十分な税源移譲、地方交付税の総額抑制、また公立保育所の補助金削減など、本市でも昨年度全体で約1億円を超える影響を受けています。

以上、市長が今後市政を担当するにあたり、このような国の構造改革路線や経済対策をどのように評価されるかで、市長自身が市政運営と財政運営が市民の立場に立つものになるかどうかの試金石となります。この点で、市長は国の構造改革路線や経済対策をどのように評価されているのかをお聞きしたいと思います。

2点目に、県財政構造改革プログラムについてであります。2008年度において年間400億円の財源不足が生じるとして、県は財政構造改革プログラムを策定いたしました。そのとき、福祉医療制度の後退案は、県民の撤回を求める世論と運動で、当初案が撤回されました。しかし、去る10月15日、知事は新たに収支改善に向けたさらなる見直しを明らかにしました。造林公社や環境公社の債務確定で、新たに80億円の財源が不足するとして、来年度以降、福祉・教育予算などの削減の方針を出しました。

低所得老人、乳幼児・母子父子家庭の福祉医療の自己負担強化、小学校1年生の加配教員削減、中学校の少人数指導に充てる定数を減らすというものであります。昨日もこの問題で質問がありましたが、1歩踏み込んで検証する必要があると思います。

そもそも県財政がこのような事態に陥ったのは、1つは小泉内閣が進めた、先ほども言いました、構造改革路線や地方交付税減税による県財政の困難があります。また、県自身も、これまで新幹線新駅やダム建設の推進など、無駄な公共事業、また今回の造林公社などの問題など、県財政を破綻に追いやってきた前県政に責任があると、私は考えています。

そういう中で、自治体と県民に負担と犠牲を強化する、この新たな県の財政改革案撤回を求めるべきと考えますが、今言った立場から、改めて市長の見解をお聞きいたします。

2つ目に、収支改善に向けたさらなる見直しによる本市の影響についてもお聞きしますが、同様に教員の加配削減や少人数指導教員の定数削減も、今回の県の削減案に示されていますが、本市でどのような影響があるのかをお聞きしたいと思います。

大きく3点目、同和行政の終結であります。昭和44年以降進められてきた同和対策事業は、34年の成果と到達の上に立ち、平成13年度をもって特別対策は終了されました。長年にわたる市民と行政の努力により、住環境、就労、教育など一連の対策が図られ、成果を上げてきたのであります。

旧中主町では早くに小集落改良事業の完工式も行い、個人施策も段階的に廃止し、同和

対策審議会も廃止してきたところでもあります。しかし、旧野洲町では、差別ある限り同和対策は必要として、合併後の新市で、この同和行政が継続されています。その結果、同和関係事業や予算は事実上聖域とされています。しかも、本市同和行政は、一部運動団体、部落解放同盟に追随し推進されているところに、問題の深さがあります。

そこで、市が進める問題点の1つは、市民には今なお差別意識があるとして、その結果、就労、所得、結婚、教育などいまだに大きな格差がある、そのために同和事業、同和教育が必要というものであります。

私は、このような同和行政の推進は、これまでの成果の到達、市民の努力を否定するものであり、何ら市民に理解されるものではないと考えます。問題は、行政運営に必要な民主的で公正な行政を否定するものとなると考えます。よって、市長は同和行政を廃止されることを求めますが、見解をお聞きいたします。

2つ目に、先ほども少しありましたが、本市の場合、例えば個人施策で法律や市条例に反して、固定資産税の還付事業まで実施するなど、極めて不正常な事業実施を行っています。これらも含め、個人・団体施策及び補助金・負担金の廃止をされることを求めますが、その考え、また時期なども含めて見解をお聞きいたします。

大きく4点目に、農業振興についてであります。本市農業の振興について見解をお聞きいたします。ご承知のように、これまで言ってきましたが、日本農業は深刻な危機に直面しています。自給率が40%まで低下、これは先進11カ国の平均が103%ですから、日本の自給率は異常な事態であります。しかし、このような事態は、決して自然に発生したのではなく、歴代の自民党農政のもとで進められてきたものであります。アメリカや財界が必要とする鉱工業製品の輸出に対する見返りとして、食料輸入自由化路線が進められてきました。

このような事態に対して政府は、日本農業に競争力のないのは規模が小さいからだといって、画一的な規模拡大を押し付けてきました。これが現在の、名称は変わりましたが、品目横断的経営安定対策であり、現実離れした規模拡大や法人化を押し付け、条件を満たさない農家を農政の対象外にすることを進めてきたのであります。その結果、以前にも言いましたが、日本の農業産出額は大きく減少しています。

野洲市でも、1996年当時の農業総産出額は39億8,000万円が、2006年には28億6,000万円にまで減少、そのうち米の産出額は28億6,000万円が17億6000万円にまで減少しているのであります。今米価下落で、政府が進める大規模農

家さえもやっていけないというのが現状であります。また、本市の農業従事者は、平成2年で30アール以上を耕作する農家は2,500戸でありましたが、平成17年度では1,382戸まで減少しています。その一方で、本市でも放棄地、遊休地は5ヘクタールを超えるようになってきました。以上が、農業の実態であり、野洲市農業の現実であります。

市長は、所信表明や選挙マニフェストで、本市農業について、地産地消と地域力の活用で農林水産業を振興することや、また具体的に特産品づくりの推進や、地産地消の促進を述べていますが、それはそのとおりなのであります。そこでお聞きしますが、1点目に本市で市長の言う農業振興を図るとするならば、農産物の輸入自由化と減反強化、また多くの中小農家を農家から外す現在の、その中で日本の農業と野洲農業を疲弊、崩壊させてきた現農政の根本的な転換を図らなければならないと私は考えますが、市長はどのような見解、認識をお持ちなのかをお聞きしたいと思います。

2つ目に、具体的な本市農業の振興であります。去る11月28日、野洲市農業委員会が市長に対して、「平成21年度野洲市農業施策について」の建議書を提出されました。

この建議書では、自給率の低下は重大な危機として、年間77万トンのミニマムアクセス米の輸入受け入れの撤廃を国に要請することを求められております。また、本市の施策でも、兼業農家にも生産意欲を起こさせるような魅力ある施策を講じ、生産価格の安定を図り、経営安定に取り組むことを求めています。その具体化として、市独自の農業振興計画を策定するようにも求めておられます。

このように、本市農家を代表する農業委員会のこのようなことについて、本市の農業の振興を図る上で、どのような認識をお持ちなのか、具体的な振興策をどのように推進されるのかをお聞きしたいと思います。

大きな5点目に、住民投票条例の制定であります。本市における市民参加のまちづくりを進めるまちづくり基本条例が、昨年6月議会で制定、10月施行されました。本年9月定例議会では、市民活動を支援するための寄附金条例も制定されたところであります。今後は、まちづくりに対して市民の参加を具体的に保障する住民投票条例の制定が課題であります。まちづくり基本条例提案時の市の基本的な考えは、まちづくりに市民が幅広く参加することを目標として、投票年齢は16歳、また常設の住民投票制度であることを表明していました。

今後、住民投票条例制定について審議されるわけですが、投票実施条件も含め、市長自身はどのような認識、見解をお持ちなのか。また制定の時期、施行等をいつにおい

ておられるのかをお聞きしたいと思います。

最後に、野洲駅前整備事業についてであります。さきの定例会でもこれは取り上げられましたが、この問題点は、1点目に、この整備事業が市民の立場で民主的に検討・協議し、計画された内容であるのかどうかであります。2つ目には、この関連で総額24億円もの事業として適正な財政出動なのかということであります。

これに対して、9月議会の答弁では、1年余り時間をかけて、駅前中心市街地整備検討委員会で議論をしてまとめてきたもの、それが議会でだめと言われたら、時間をかけてきたことが何だったんだということになる。また、安全な駅前広場が必要と言いながらも、24億円もの事業費について、金がかかるかからないの議論は別の話であるとまで答弁されています。

しかし、このような答弁とは裏腹に、去る10月20日に明らかにされました、野洲市行政評価外部評価委員会の報告書でも、市が進めるこの駅周辺整備事業について、このように言われています。「事業の意図が市民の認識とは食い違っていることが危惧される」「事業内容が過大になっていないか真摯に検証すべき。慎重に対応すべきである」と、評価しています。具体的にはこれまで指摘してきましたが、ペDESTリアンデッキについても、評価委員会の報告書では、「現計画は過大と思われる」「他の駅に整備されているから整備するという発想」と厳しく指摘しています。つまり今回の駅前整備事業について、計画についての協議や進め方、また計画案の内容と事業費について、評価委員会として極めて疑問ありと評価しているのであります。

よって、改めて、事業計画を市民の立場に立ち、民主的協議をすることをはじめとして、事業内容の見直し、再検討が必要と考えますが、その見解をお聞きいたします。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 小菅議員の6つのご質問のうち、2点について私の方からお答えをいたしまして、あとは副市長、担当部長の方からお答えをいたします。

まず第1点目の、市長所信表明についてお答えをいたします。

政府の構造改革路線や経済対策に対する評価であります。構造改革路線の中で進められました分権改革に対しましては、条例の自主制定権の拡大など一定評価できるものがあると考えております。しかし、三位一体改革と税財源の移譲につきましては、地方交付税の総額抑制の影響を受けまして、どこの自治体におきましても厳しい財政運営を強いられており、不十分であったと評価しております。

一方、経済対策への評価であります。内需の拡大は、国民生活が豊かになり、景気の浮揚に役立つという点で重要ではありますが、日本経済の成り立ちから申し上げますと、内需の拡大とはいえ、資源が少なく製品輸出に頼らざるを得ないなど、こうした国際経済の中では容易に外需から内需への転換ができない状況にあると認識しております。

世界規模での金融危機に端を発した実体経済への影響は、今や地球規模化した世界経済の中であって、100年に一度と言われております世界同時不況が進行しております。

このため、市内の商工業など地域産業や地域の農業が維持でき、かつ活性化するような本市独自の政策が必要であると考えており、着実に具体化していきたいと考えております。

一方、財政健全化計画や中期財政見通しにつきましては、既に公表しておりますとおり、厳しいながらも抜本的な改革とともに、将来の税収増に効果的な投資を図ることにより健全性を維持し、市の発展につなげる考えであります。

そこで、自主財源の変動要因であります法人市民税の減収に対応するため、今後は財政調整基金により安全性を高めておいて、市民サービスへの影響を最小限に抑えていきたいと考えております。

次に、住民投票条例の制定についてお答えをいたします。

住民投票制度は、市政に関する重要事項の中で、直接住民全体の声を聞いて判断すべきものについて意思決定するのに有効な手段であると考えております。

そして住民投票条例は、その権利を行使するための具体的な手続を定める重要な条例であります。住民投票制度を確立することによって、市民の皆さんの市政に対する関心が一層高まり、まちづくりへの参加を促すとともに、住民自治が発展していくものと考えています。

現在、まちづくり基本条例推進委員会において、住民投票制度の論点を整理し、投票資格要件や発議要件などを審議いただいているところであります。課題としましては、市民に適正な判断を可能にする公正で中立的な行政からの情報提供のあり方、市民が自分たちの思いを投票行動として訴えられるかどうか、そして、永住外国人や資格年齢など投票資格要件が課題であると考えております。

今後は、委員会から答申をいただいた後、条文化して、遅くとも来年の12月定例市議会へ提案させていただきたいと考えておりますので、議員及び市民をはじめ皆様方のご理解をお願いいたします。

○議長（河野 司君） 副市長。

○副市長（川尻良治君） それでは、小菅議員のご質問、第3点目でございますが、同和行政の終結についてというご質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず、同和行政についての見解ということのご質問でございますが、同和対策特別措置法が施行されて以降現在まで、約40年にわたりましてさまざまな取り組みによりまして、野洲市の同和行政について、特にハード面では大きな成果を上げることができたものと思っております。また、その取り組みに際しましては、地域の皆さんの自立に向けた積極的な姿勢と、行政との協働による取り組みが進められたことが大きな成果につながったものと考えております。

しかし一方では、地区住民の自立支援に必要な学力向上や安定就労など、ソフト面の取り組みに不足が見られることや、依然として差別事件が発生するなど、教育・啓発にも大きな課題が残されているものと、認識をしておるところでございます。

こうした状況から、国におきましては、差別を撤廃し人権確立を図っていく上で、教育が果たす役割が大きいことを踏まえ、平成12年12月に人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が制定されております。この人権教育・人権啓発推進法の趣旨に沿った人権教育・啓発を進めることが今後の課題であり、また野洲市における状況を踏まえまして、さらに人権教育・啓発に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、平成17年3月市議会におきまして、人権侵害救済法案の早期制定に向けた意見書を採択いただきましたが、いまだ法律制定には至っておりません。このことから、関係機関と連携を図りながら、積極的に国に対し働きかけてまいりたいと考えております。

続きまして、第2点目の個人・団体施策等のご質問でございます。一部、先ほど田中良隆議員のご質問にお答えしている部分と重複するかと思っておりますが、再度答弁をさせていただきます。

現在、個人的給付事業のあり方について検討をいたしております。個人施策につきましては、今日までの各施策の達成度や残された課題を見極めながら、また、その施策の活用方法や必要性を判断しながら見直しを検討していきたいと考えておるところでございます。今年度内を目途にその方向性を出すよう進めていきたいと考えております。

また、補助負担金等につきましては、同和問題の早期解決を含めた人権教育・啓発を進めるため、積極的に取り組みをされている団体等に対しましては、その事業内容や達成度等を見極めながら、必要に応じて補助、負担をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 小菅議員の2点目の、県財政構造改革プログラムについてのご質問にお答えをいたします。

滋賀県において、昨年度からの財政構造改革プログラムや、今回の収支改善に向けたさらなる見直しにつきましては、県の財政状況により取り組みを進められているものでございますが、福祉医療費助成事業、また少人数学級編成等に係ります県単独教員の加配等、県民生活あるいは市長の施策推進に多大な影響を与える見直しとなっておりますことから、本市として受け入れることはできないものでございます。また、昨年度からの経緯を踏まえ、県民の暮らしと命へのしわ寄せを極力回避するためにも、今回の見直しを行わないよう、引き続き、県に対し意見を述べていきたいと考えております。

次に、本市の影響額についてのお尋ねでございますが、すべての見直しの影響額につきましては把握が困難でございますが、特に福祉医療助成事業に係る年間ベースの影響額におきましては約1,700万円、また県単独補助金の交付金化に係る影響額につきましては、約700万円と試算をしておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） それでは2点目の、県財政構造改革プログラムの本市への影響のうち、小学校1年生を対象にした複数指導及び中学校1年生を対象にした少人数指導に関する質問にお答えをいたします。

まず、小学校の複数指導に関しましてですが、現在、小学校1年生の30人から35人学級の国語と算数を対象に、担任と非常勤講師の複数で授業を行っております。この制度は、平成13年度から学習習慣を身に付けさせることなどを目的に実施しているものでございます。本市の小学校におきましては、現時点での予測では、来年度は祇王小学校と北野小学校で、この複数指導の制度を活用する予定であります。県では、来年度からこの制度を廃止しようとするものでございます。したがって、ただいま申し上げました2校に影響することとなります。

次に、中学校の少人数指導につきましては、中学校1年生を対象に、数学と英語の習熟度別授業などのために加配教員を各校に配置するもので、本市の全中学校に配置されております。この制度は平成5年度から始まったものですが、今回の県のプログラムでは、平成22年度から3年間かけて順次減らしていこうとするものでございます。本市では、す

べての中学校に影響が出ることとなります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 環境経済部政策監。

○環境経済部政策監（土肥義博君） まず、小菅議員の農業振興についてのご質問にお答えする前に、小菅議員のご発言の中で、本市でも放棄地・遊休地がついに5ヘクタールというふうにおっしゃいましたけれども、これは昨日の中島一雄議員のところでご答弁申し上げたとおり、本当は5ヘクタールぐらいであればありがたいのですが、29ヘクタールにもなっていると。そういう現実を共有させていただきたいと思います。

それでは、ご質問にお答え申し上げます。

1点目の、農業の振興を図るとするならば、輸入自由化ですとか減反強化、あるいは規模拡大や法人化を進める現農政の転換が必要ではないかというふうなご指摘かと思いますが、まず、輸入自由化と生産調整につきましては、WTOのウルグアイラウンド農業交渉の中で、米を含め、いわゆる守るべき重要な品目については関税の引き下げの例外品目とするために、ミニマムアクセスというこれはWTOで認められた制度を適用しているわけでございます。さらには、そのミニマムアクセス米の国内の用途については、国産米の価格とか需給に影響を与えないよう、加工米中心の輸入・販売を行うなどの措置を講じられているものと承知をいたしております。したがって、ミニマム・アクセス米の輸入に伴いまして、米の生産調整が強化されたという事実はございませんので、誤解のないようにしていただければ幸いです。

規模拡大や法人化を進める理由につきましては、議員のご発言にもありましたけれども、米価下落の傾向にあるわけでございますが、その中でこれに対処していくためには、生産コストを下げる努力をしていただくことが必要であるからでございます。ただもちろん、急激に法人化を進めて下さいとか、あるいは規模を拡大して下さいといっても、現状の小規模でやられている営農形態があるわけでございますので、それも尊重させていただきながら、もし高齢化が進んで後継者がいなくなっても、集落で農地を守っていただく形態、いわゆる集落営農でございますけれども、これをいわゆる中間形態として用意をさせていただいているわけでございます。ですから、例えば、次に機械を買っていただく場合には、隣近所の農家の方とご相談していただきながら、共同で大き目の機械を購入して、共同で作業をしていただいて、それによって生産コストを下げたって効率を上げてもらうという、そういうことでございます。

なお、現在本市では、水田面積の約3割で生産調整をお願いをしているところでございますが、生産調整をお願いいたしましても、米価が下落基調になるのは、需要が想定以上に減少したりとか、例えば豊作になりますと供給が増えるということで、さらに追い打ちをかけると、そういう形でございます。これは例えばの例ですけれども、もし国民全員が朝昼晩、米をもう一口余分に食べて、大体7.2グラム相当ぐらいなんですけれども、食べていただければ、食料自給率が1%向上するというところでございます。ですから、米の消費拡大に対する普及・啓発に努めることも重要というふうに認識をいたしております。

次に、2点目の本市の農業振興についてのお尋ねでございますけれども、現状のままで農業を続けたいですとか、あるいは小規模農家も含めた多様な農業の振興というご意見も尊重しながら、当然今の本市の集落営農という形態もあるわけでございます。すなわち、麦・大豆等の生産調整については集落営農で取り組んで交付金とかをさせていただいてますけれども、やっぱり主食の米については自分でつくりたいというのが現農家の思いが、そういう思いがかなりあると思います。それが本市の農業の典型的なパターンになっているかというふうに考えております。

先般、先月の全員協議会でも紹介させていただきましたし、本市のホームページにも紹介させていただいておりますけれども、農業・農村振興に関わるアンケート調査の結果の中で、農家のうち、60歳以上が57.4%も占めていると。あと、後継者がいないですとか、お子様が農業を継ぐ意思がなさそうというふうに答えられた農家の割合が57.7%を占めていると、これが今の現実でございます。野洲市の地域資源であります農地を守っていくためには、こうした現実に対し、もっと魅力ある農業にしていく取り組みが必要と考えております。

また、野洲市の農業・農村の今後果たすべき役割として、新鮮で安心・安全な農産物の供給地とする回答が最も多かったという結果も出ておるわけでございます。こうした点も踏まえまして、地域の中で生産された農産物を、できる限り地域で消費してもらう仕組みづくりを積極的に進めていくことによりまして、本市の農業の魅力を再発見できるような突破口を見出していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 都市建設部長。

○都市建設部長（堤 文男君） それでは、小菅六雄議員ご質問の6点目の野洲駅前整備事業のご質問にお答えさせていただきます。

野洲駅前整備につきましては、平成19年度におきまして野洲駅前中心市街地整備計画検討委員会のご意見を受けまして、駅前広場の整備や駅周辺の交通バリアフリーの整備、また公園整備などの基本的な計画でございます野洲駅周辺地区都市再生整備計画を策定したところでございます。

今後、これらの整備を進めて行く上で、まだまだ課題はあると思っております。今後、仮称ではございますけれども、まちづくり協議会というものを設置いたしまして、さらに多くの方々のご意見をお伺いしながら、よりよい駅周辺整備を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） それでは、何点かまたお聞きしたいと思います。

今回新市長になりまして、今日聞いた6点の問題が、これまでから前市長にもお聞きしたことなんですけれども、新市長になってどう答弁が変わるかなあと思いましたが、変わっている部分も変わっていない部分もありますが、ちょっと気がついたところをもう一度お聞きしたいと思います。

それで、2つ目の県の財政構造改革のプログラムの問題ですが、市長は県の幹部職員の時ときには、県民からのやめよという要請に対して、まあ何とかご了承をという立場だったんですけれども、今回は県に対して撤回を求められるのは、これはこれで結構なんですけれども。それでちょっと市長にお聞きしたいんですが、昨日の答弁で、最終的には当然知事と県議会が決めるわけなんですけれども、実施された場合、昨日の答弁で、子どもの福祉医療について1,300万円影響があると。これがやりくりできるのか検討課題、たしかそういう答弁をされたと思うんですけれども、明確に市として、最悪実施された場合、本市独自のこれまでの無料化制度を存続するというはっきりとした答弁がなかったんですけれども、そこら辺どうなのか。もちろん、県に撤回を求めるわけですが、最悪な場合、本市単費でも引き続きするのかどうか、確認しておきたいと思っております。これは、先ほど教育委員会が答えられた、教員の配置の問題でも同様ですが、せっかく本市でも加配によって進めてきたわけですが、今回小学校で2名ですか、中学校の場合は、これは実施されれば来年度は3名の影響を受けるんですけれども、最悪削減された場合、市単独でも存続させるのかどうか、そこら辺、ちょっと一歩踏み込んでお聞きしたいと思います。

次に、同和行政であります。答弁が、これまでの市長のもとと現在変わったのかどうか、ちょっともうひとつよくわからなかったんですけども、全体として残された課題を見極め、今年度を目途に一定検討も言われましたが、さっき言いましたように、このままでは行政が継続するという事は、市政運営上の重大な民主主義を、私はゆがめていると思うんですね。

市長、知っておいでかどうか、それも含めてちょっと確認したいんですけども、個人施策、団体施策で、さっき言いましたように市政運営上の民主主義がゆがめられているという面では、例えば先ほど来話がありました固定資産税の減免の問題ですね。これは本市の税条例に明確に違反した還付方式なんです。これは県からも再三是正を求められているんです。にも関わらず改善しようと思えない、条例に反したことだと思っているんですけども、これ、市長知っておいでなのかどうか、確認をしたいと思います。

それと、例えば団体補助金でも、同和対策促進協議会、これはこの議会でも問題にしましたが、年間100万円毎年されているんですが、私から見れば、かなり用途は不明瞭で、本当に効果があるのかどうか、疑問に思っております。

それと、引き続き同和教育が必要と言われますが、例えば2006年に野洲北中で差別発言があったという問題について、この問題はこの間2年間いろいろ取り組まれています。例えば、本来教育現場で起こった問題は教育的に解決するというのが当然であります。しかし、この間の経過の中では、確認会も含めて解放同盟も参加している、いわゆる部外者が参加して、教育現場でこの問題を取り扱っている。今幾つか言いましたが、こういうことが本当に同和問題の解決につながるのかどうか、私はかえってゆがめていると思うんですね。だから、一貫してこれまで主張してきましたように、これまでの成果到達の上に立って廃止すべきだと思っております。今言いました、市長自身が知っているのか知らないのかということも含めて、市長自身の見解もお聞きできたらいいと思います。

農業問題です。先ほど土肥さんの答弁を聞いていますと、一言で言うと、全体として現在の国の農政の容認の立場、現農政の枠内だと思うんです。さっき政策監も言われましたが、農業委員会の建議書を言いましたが、政策監も言われました、先ほど少し紹介されましたこの8月にとられたアンケートです。この中でもさっき言いましたように、現状のままで農業を続けたいという人が、アンケートで54.9%ありますね。半数以上の方が、多分当然小規模農家も含めてだと思うんですけども、何とか農業を続けたい、そういう思いを持っておいでです。それと小規模農家も含めた多様な農業の振興と求めた回答も、

12.6%、744人の方があったんですよ。これは17項目からの選択で、だからかなりばらけているのですけれども、ばらけていても12.6%の多くの方が、小規模農家も含めて多様な農業の振興を言っておいでなんですね。やはり本市の多くの農家が、当然今の農政の転換なり、そして本市としても具体的な本市の農業振興を求めていると思うんです。それを推進するためにも、はじめに紹介しましたように、農業委員会の建議書でも野洲独自の農業振興計画をつくるよう建議をされているんです。だから、そこら辺具体的に、そういう意味での農業委員会の建議書なりこのアンケートを踏まえた農家の要望なり、それを踏まえた答弁がなかったと思うんです。だから、これも一度、さっきマニフェストで農業問題を答えておられると言いましたが、今言いましたことについて、これも市長から見解をお聞きできればと思っております。

それと、住民投票条例であります。確かに今委員会でこれから検討されて、市民レベルで議論をいただいて答申を受けてされるわけですが、そういう意味で、市長自身一步踏み込んだ答弁ではなかったと思うんですけれども、私が思ったのは、できれば市長自身としては、常設の住民投票条例が必要なかどうか、そこら辺どう思いなのか、答弁いただければありがたいと思ったんですけれども、あくまで今後の審議にゆだねるわけですか。市長自身の思いとしては何かあるのか、もう一度確認できたらなあと思っております。

最後、駅前整備であります。さっきちょっと紹介しましたが、この外部評価結果ですね。市が設置した外部評価委員会ですので、もちろん部外者の方が評価されているわけですが、言葉をかえれば全く評価されていないですよ。駅周辺都市再生整備事業について、評点評価、合理性は1・2・3のランクで2ですか。それから市民協働、市民協働というのは、市民と協働が十分図られているか、これも一応2なんですよ、まん中といえますか。コストの適正化、費用対効果は高いか、1、すなわち全くないといっているんですよ。ということは、この間の審議方法、例えば具体的な内容も含めて、事実上「ノー」の審判をされているわけで、先ほど答弁では、引き続き意見を伺いながら進めると言われましたが、改めて同じことの質問かもわからないんですけれども、今後の進め方の中に、見直し、再検討という立場で意見を伺えるのかどうか、これをちょっと2回目の質問としてはじめに聞いておきたいと思っております。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 小菅議員から6点の質問についての再質問をいただきましたので、

お答えをいたします。私の方から6点をお答えいたします。

まず、財政構造改革の件でございますけれども、県の財政構造改革、昨年度のといいますか、今年度の実施されたものには私も議論に加わっておりまして、これはもう情報公開されていますからお読みいただいたら結構ですけれども、基本的には県民サービスを低下させない対応を求めておりました。ですから、決して今の立場が変わったからといって、私の意見は全く変わっておりません。それと、昨日申しあげました1,300万をどうするかにつきましては、どれだけの影響があるかということでしたから、そういう額ですと申しあげました。それに対しては、県に対して断固として維持をしてほしいということをお願いしております。昨日申しあげましたのは、3割の方が影響を受けられます。それについて、できるなら均等な対応ができるようにと。まずは1,300万円を最大限吸収したいと思っておりますが、これは今予算編成過程でございますから、厳密には申しあげられない。まだ私もきちっとどういう形がいいか把握できていませんけれども、少なくとも3割の方だけが不均等な扱いにならないようにだけはしたいということを申しあげたところでございます。

それと、あと同和問題に関しましては、基本的にはまだ残された課題はあると思っております。ただ、総花的に従来施策を継続するのではなくて、本当に何が問題として残っておるのかどうか、そこを見極めて優先的に解決を図っていききたいというのが、基本的な考え方でございます。それと具体的な還付をしているということにつきましては、私は知っておりますし、これについては適正でないと思っておりますので、速やかに見直しをしていきたいというふうに思っております。

それと、野洲北中の差別発言事件をとらまえて、教育の自主性ということをおっしゃられたけれども、教育行政というのは、当然自主的に主体的になされるものだと思いますけれども、学校をいかに開放していくか、地域社会と接点を持つかということから考えますと、今回の対応については、必ずしも不適切ではないのではないかとこのように思っております。

あと、農業の取り組みにつきましては、農業というのは、太陽と水の資源でもって人間の本当に体力でもって生産すると。原料は太陽エネルギーです。通常の近代産業というのは、化石燃料を使っていますから、当然太刀打ちができないということですので、先ほども鈴木議員がおっしゃられましたように、全体の中で産業として成り立たせていく支援が必要だと思っております。具体的には、野洲の中でまず消費がされるというのが健全だと思

っておりますので、その取り組みをいかにしていくのかというのが課題で、通常のマーケットへ供給すると、地域のマーケットへ供給するというのもありますけれども、学校給食を突破口にして、事業所への供給から広げていって、その扉を開いていきたいというのが、今考えていることで、今検討しておりますので、またそれについては議会にもお諮りをさせていただきたいというふうに思っております。

それと、市民投票条例につきましては、現在市民の方に入っていただいておりますので、余り踏み込んだところはある意味で避けたいと思っておりますけれども、住民投票条例が日本で始まりましたのは、発電所をどうするかとか、あるいは合併問題をどうするかというところから始まっております、かなり限定的だと思っております。やはり議会がありまして、議会での代表民主制というのが前提ですので、通常使われるものではないと思いますが、ただ、やはりどうしてもまちの意思決定として、市民が直接参画をいただいて決めるべき課題というのは想定されますので、そういう意味ではここまで条例として、まちづくり条例の中で、条例としての設定を前提にさせていただいておりますので、そのいい面をとらまえて今後具体化をさせていただきたいというふうに思っております。ただ、年齢要件だとかそのあたりについては、余りそういう奇抜性を求める必要はなくて、当然他の制度、投票権だとかあるいは社会的責任等も踏まえて適正に判断されるのが適切かというふうに思っております。

駅前整備につきましては、いろいろご指摘をいただきましたけれども、私も市長になってから計画を見せていただきまして、幾つかの疑問がありました。検討過程、そしてから具体的な案についてありますので、これまでの検討は大いに尊重はさせていただきますけれども、本当に市民にとって、そして地域の事業者にとって、いい駅前整備になるように、もう一度一緒に議論をさせていただきたいというふうに思っております。インタビューでも、先ほど田中議員から言っていただきました、びわ湖放送のインタビューでも例で言っておきましたけれども、ああいったものはやはり具体的な機能から入るべきで、現在問題になっていますのは、広場の形がどうか、どこに観光案内所を置くとかという問題ではなくて、人と車とがきちっとまず移動してもらえると。具体的に言いますと、車と一緒に、どんな車を買うという場合に、安全性能、あるいは一番最初にはいわゆる走行性能、安全性能、環境性能ということで、そこにデザインが入ってくると思っていますから、そういった観点、それとあと経済性、多くの観点からもう一度きちっと皆さん方と議論をさせていただいて、いい案へ練り上げていきたいというふうに考えております。

以上、再質問にお答えをいたしました。

○議長（河野 司君） 暫時休憩をいたします。再開を午後 1 時といたします。

（午前 11 時 55 分 休憩）

（午後 1 時 00 分 再開）

○議長（河野 司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） 小菅議員の再質問にございました、複数指導、少人数指導につきましては、学習習慣を身に付けるため、あるいは基礎学力の向上には欠かせない制度でございますので、県市長会を通じまして県の方に、今現行制度の堅持を強く要請されております。したがって、教育委員会としましてはその行方を見守っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） それでは、最後にまとめたいと思いますが、この12月議会の市長及び市当局の答弁とそれ以前の答弁と、変化のあるところもございました。そういう意味では市政が変わったという面もあるのかなあとと思いますが。

それで、県の財政構造改革プログラム、市長は引き続き県に撤回を求められて、同時に、先ほど言いましたように、最悪の場合でも、これまでの施策を市単独で存続されるように求めておきたいと思っております。

それと駅前整備事業については、市長自身も疑問のところもあると、もう一度議論をしていくという答弁がございましたので、これもさっき指摘しましたことを謙虚に受け止め、進めていただきたいと思っております。

それと同和行政も、これまでよりか一步踏み込んだ内容もありました。総花的に行うべきでない、見極めていきたい、あるいは固定資産税の還付制度、これも速やかに見直したいということですので、それは従来から答弁が変わっておると思っておりますので、そういう立場で推進されるように求めておきたいと思っております。

最後に、農業問題について1点お聞きしたいんですが、ずっと1回目、2回目言いましたように、本市としての独自の農政推進へ、自給率向上なり、地産地消を推進していく、市長の考えだと思っておりますが、それと建議書の立場、あるいはアンケートの立場から、私は一步踏み込んで、それを市として積極的に進めていくために、以前から求めているわけで

ありますが、本市の農業振興条例、そういうことも視野に入れて、きちっとした農政を推進すべきやと、私の持論です。そういう意味で、今のこの提案について、市長どう思いなのか、最後に聞いておきたいと思います。

それと担当課になるんでしょうか、もう一度確認しておきたいと思いますが、先ほど5ヘクタールを私は言い間違いましたが、29ヘクタールの放棄地、これに対して昨日来の答弁の中で、約5ヘクタ、いわゆる赤、非農地として、農業委員会に除外の手続きをとられたわけですか、ですね。ところが、農業委員会では、いわゆる黄色ですね、復元の可能性ありとして、差し戻しをされたと聞いているんですが、言いたいのは、約5ヘクタールを赤として農業委員会に出されましたが、きちっと、農政課になるんですか、現地調査をした上で農業委員会に出されたんですか。黄色で差し戻しというのは、私は異例だと思うんです。その点、どういう経過であったのか。言いたいのは、先ほど言いましたように、そういう意味でも担当課を含めて農地と農業を守る姿勢が、この点から見てもあったのかなかったのか、ちょっと疑問に思いますので、その点、ちょっと経過をお聞きしたいと思います。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 小菅議員の再々質問で、農業振興条例に関するご質問にお答えをいたします。

国の農政は法律に基づいて行われておりますので、その下位といいますか、それを具体化するという意味で条例というのは考えられないことはないと思うんですけれども、現状で見ますと、やっぱり条例をつくるというと、従来の単なる宣言だとかお願い条例では意味がございませんので、財源措置が必要だとかそういうこともございますから、今たちまち条例化をすることによって市の農政、農業振興が進むという簡単なものではないので、当面は条例ではない形で対応したいというふうに考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（河野 司君） 環境経済部政策監。

○環境経済部政策監（土肥義博君） それでは、小菅議員の耕作放棄の調査の、そんな農地を除外するとか除外しないとか、その経緯についてご説明を申し上げます。これは昨日の中島議員のところの答弁と若干重複することはあるかもしれませんが、ちょっとその点だけお許しをいただければと思います。

昨日の答弁でも申し上げましたとおり、農林水産課の方で、9月、10月におきまして

現地踏査をさせていただきました。これはまずは、段取りを申し上げますと、8月の農地台帳基本調査で2年以上耕作をしていないところを見ます。その色分けを9月、10月にさせていただきました。それで赤というふうに、これは私どもはいわゆる見た目で客観的に判断をした形で、5ヘクタールということでございます。他方、農業委員会の方としては、例えば農地をしていないだとか、あるいは違反転用だとか、そういったところは当然農地法に基づいて、いろいろご指導をされる立場だろうとは思いますが、逆に言うと、そういうお立場の中で、やはり農地は農地として、今は農地としてあるわけですから、それを守っていただきたいと、そういう視点に立たれたご判断だというふうに認識をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 次に、通告第11号、第1番、太田健一君。

○1番（太田健一君） それでは、質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

まずは環境行政の推進でございますが、地球温暖化防止は、一刻の猶予も許されない人類的課題となっております。地球規模の気候変動による世界的な大災害や、生態系の劇的な変化により穀物価格の高騰、農林水産業への影響などが起きています。

日本は洞爺湖サミットでも議長国をも務め、京都議定書で2012年までに1990年比で6%の温室効果ガス削減を約束しましたが、逆に2007年度速報値では、8.7%も増加しています。世界トップクラスの資本力を誇る日本の大企業が、二酸化炭素の排出量取引制度に反対していることは、大きな問題です。これに対して政府は、産業界の顔色を伺い、この制度に対して参加するのも自由なら、削減目標の設定も自由、目標が未達成でも罰則なしという、企業にとっては痛くもかゆくもない中身となっております。

ですから、取り組むべき課題として、1つに、今本当に求められていることは、こういった問題を先送りにするのではなく、直ちに温室効果ガスを大幅に削減する中期目標を明確にすることです。

2つに、温室効果ガス最大の排出源（約8割）である産業界の実質的な削減を実現することです。そのためには、何よりもまず、政府と経済界の間で削減の期日と目標を明らかにした公的協定を結ぶ必要があると考えます。

3つに、エネルギー政策の重点を、自然エネルギーの開発・利用へ転換することが必要です。国が2005年に廃止した住宅用太陽電池パネルの設置補助金の復活や、固定価格による買取制度を実施するための財源には、原発に偏重した電源開発促進税（2007年

度3, 480億円)の見直し分や環境税の税収を充てることができます。

以上を大きくまとめますと、大企業の利益第一主義のもとで行われてきた大量生産・大量消費・大量廃棄という社会システムの根本的は改革が必要と考えます。

こういった状況の中、市としての取り組みが大切と考えられますが、野洲市では環境基本計画のもと、市民と協働した活動が積極的に推進されています。私もこの間、その幾つかに参加してまいりました。その中で、野洲川でんくうの会が主催された第2回野洲川まつりに参加しました。100名を超える市民が参加されていましたが、野洲川の清掃や遊覧をされました。野洲川の雄大さ、三上山や比良山系のすばらしい風景と共に、川の水生生物の観察や魚の伝統漁法、ニゴロブナ稚魚の放流などを見学させていただきました。また、琵琶湖のシジミによる味噌汁やうろり、かやくご飯も味わいました。

このようにさまざまな環境活動や努力によって、昔ながらの自然を維持されてこられた野洲川に親しむ市民を増やして、野洲川や琵琶湖を守っていこうというすばらしい取り組みであると感じました。里山の自然体験学習会にも参加しましたが、環境基本計画推進会議の山部会の方々が、荒れ果てた山道を整備して、市民が里山に親しんで、地域の人たちと共に里山を守っていこうとする、これもまたすばらしい取り組みでした。青年会議所が開催された「できることからはじめよう、CO₂削減ライフ、エコフェスタ」では市長も参加されていましたが、市民団体や企業の温暖化防止に対する意識の高さを実感し、市民レベルで地球温暖化を考えるよい機会ともなりました。

家棟川エコ遊覧では、この屋形船に乗られた方からの投書が京都新聞にも掲載されており、一人ひとりが地球環境やエコについて自覚することの大切さを実感されたというものでした。

以上、この間、多くの取り組みや行事に参加してきましたが、今月の13日には琵琶湖にヨシを植えるイベントも計画されていますが、そちらにも参加してみようと思っています。主催者に伺いますと、葦帯は、琵琶湖に流れ込み汚濁物質を沈殿させ、ヨシについた微生物が有機物を分解し、窒素やリンを吸収して水質保全に役立つこと、生態系の保全、水鳥やコイ、フナの繁殖に大きな役割を發揮すると言われていました。

私自身こういった経験から感ずることは、いずれも市民の方々の環境への熱い思いであり、野洲市で行われている活動のすばらしさです。私も以前、スキーやアウトドアスポーツの仕事を通じて大自然と関わってきて、環境問題に対しての関心は強く抱いていましたので、こうした活動をこれからも共にしていこうと決意しております。

そこで質問しますが、1点目に行政として、さらにこうした市民レベルの環境保全活動をより一層支援し、大きく発展させていく必要があると考えますが、市長の考えをお聞きします。

2点目に、具体的な課題で1点お聞きします。野洲市環境基本計画によりますと、二酸化炭素排出量は、平成17年度を基準として平成25年度までに20%削減、平成32年度までに25%削減の目標、そして中間目標として平成23年度では省エネビジョンに基づく市民、事業者、行政の具体的な削減の取り組み実行の目標となっております。これは、市内企業に対して、現在の二酸化炭素排出量の数値の公表を求め、明確な削減目標の数値や期間を市として具体的に指導されているかどうかを、お聞きしたいと思います。

以上は、市長は環境問題に大変理解の深い方であると認識しておりますが、市長の考えを伺いたいと思います。

それでは2つ目に、雇用問題についてですが、今景気悪化を理由に、大企業が派遣社員や期間社員などを雇い止めにする動きが広がっています。トヨタで7,800人、マツダ800人、スズキ600人などというように、大企業が相次いで派遣社員の削減を始めています。先月28日の厚生労働省の発表でも、非正規雇用の雇い止めが3万人を超えるとする初の調査結果がまとめられています。そして、それに追い打ちをかけるように来春の新卒者の内定取り消しが、この時点で331人にも上るという報道もありました。このような大量解雇が一斉に行われるというのは、かつてなかった事態です。

首切りの対象となっている労働者の多くは若者であり、蓄えも十分でないために、職を失えば、直ちに路頭に迷ってしまいます。非正規社員は正社員と同じ現場で全く同じ仕事をしているのに、給料が半分しかもらえなかったり、サービス残業と称して、長時間労働を押し付けられています。このような労働環境の中では、将来に対する見通しもつきませんし、地域に根を張って暮らしていくことや、結婚をして家庭を築いていくことも到底考えられないというのが、今の労働者の現状です。

私が以前働いていた職場でも、派遣労働の若者がたくさんいましたが、中には橋の下で暮らしながら現場に通う人たちもいました。それに、会社に対して意見を述べる人や、ひどい労働実態を告発する人に対しての使い捨てのやり方に恐れて、何も言えずに、ただ働き続けるしかないような現状もありました。私と同じような世代のサラリーマンとして働く友人たちも、朝早くから夜遅くまでの長時間労働の中、家に帰ってくるのが毎晩12時前後、家族や子どもと一緒に夕食をとることさえもままならないような働き方をし

ています。

このような状況の中、未曾有のリストラのあらしを吹き荒らしている財界や大企業は、減益で大変だとか、アメリカでの販売不振などと言っております。しかし、トヨタをとっても、大幅減益とはいえ、なお年間6,000億円もの利益を見込んでいます。大企業全体でも2008年度末に24兆円もの利益を上げる見通しを立てています。これはITバブルと言われた2000年度を上回る規模です。しかも、この5年間連続で史上最高の利益を上げてため込んだ内部留保は、資産10億円以上の大企業だけでも230兆円にも上ります。2000年以降で、57兆円、25%も増やしています。まだまだもうかっており、体力も十分ある大企業が、雇用に対する社会的責任を放棄して、大失業のあらしの引き金を引くなど、許されるものではありません。

そもそもこういった状況をつくり出した原因となるものが、1999年に大改悪された労働者派遣法であり、規制緩和を推し進めてきた政治のあり方です。そして、その根本となるものが、財界や大企業からの献金をもらい続け、要望をうのみにし、国民本位ではなく、財界、大企業を優遇し続ける今の政治のやり方です。

これからの時代を担う若者が生きがいの持てる社会と、雇用の安定を図ることが市の税収や定住にも関わりますし、ひいては野洲市そのものの活性化へとつながっていくものと思います。だからこそ、市としては独自の対策が必要だと考えます。

具体的な案としましては、1つ目に、国へ対して労働者派遣法改善の申し入れを行う。それにより、安定した雇用を保障するルールをつくる。2つ目に、市内企業に対しての雇用の実態調査を行う。3つ目に、市内企業に対しての指導、派遣社員や期間社員の解雇を行わないこととあわせ、正規雇用にするように強力な指導・監督を行うこと。

これに対しての市長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 太田議員の環境行政についての質問に関して、基本的なところを私がお答えさせていただきまして、具体的には部長の方からお答えをさせていただきます。

太田議員が環境保全に熱心にこれまで取り組んでおられて、かつ熱い思いを持っておられることに対しまして、敬意を表させていただきます。私は、やはり環境というのは、環境のためではなく、私たちの生活が安全で、そして豊かに暮らしていけるためのその基盤になるものだというふうに思っています。環境保全と言われてはいますが、国際的には持続可能な発展と言われておりますとおり、環境を守るのではなくて、発展が必要だと。

その発展は何のためかといいますと、私たちの生活が安全で豊かなものとして、持続的にあるということだと思っております。

具体的には、昔は農業も林業も環境保全という観点ではなく、その業態が環境保全につながっていたわけですがけれども、私たちの今の産業は、農業も含めて、やはり化石燃料あるいは人工的な飼料、肥料に頼らざるを得ないという点からしても、完全に持続可能な形になっていないと思っています。ましてや、新しい産業形態は、より積極的に環境保全に取り組まないと、このままいけば、よく言われておりますように地球の環境容量を超える社会構造になっていくということが考えられます。

そういう観点からすると、単に事業者だけじゃなしに、暮らしの段階から環境保全型に変えていって豊かな社会を実現するということでありますから、市民あるいは事業者の環境保全活動には、市としても積極的に支援をしてまいりたいと考えております。

次に、温室効果ガスにつきましても、ご指摘のとおり、継続して増加しておりますし、今後も増えていくということですが、単に温室効果ガスを減らすという観点ではなしに、いかに生産性を高めていって、温室効果ガスが減るかという観点から、事業者にも取り組んでいただきたいと思っておりますし、通常やはり経費の削減という観点からも、事業者もそこへの配慮があると思っておりますので、今後できるだけ市の計画も踏まえながら、そういった環境保全あるいは温室効果ガス削減の取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） それでは、太田議員の2点の環境行政の推進と雇用問題ということで質問がございますので、お答えをさせていただきます。

まず、環境行政の推進ということについて、お答えをいたします。今基本的な部分については、市長の答弁のとおりでございますので、よろしく申し上げます。私の方からは、具体的な質問の内容についてのご答弁とさせていただきます。

まず1点目の、環境保全活動の支援についてであります。現在野洲市では、平成19年3月に策定いたしました環境基本計画において、現代の多様な環境問題を解決し、また良好な環境の将来像（ビジョン）を定めまして、そのビジョンを達成するため、各環境分野における課題を抽出しまして、その課題を改善するため、市民と事業者、行政が協働し多くの主体が参加し実践するためのプロジェクトを設定しております。

また、今年3月、市民主体のプロジェクト組織でございます環境基本計画推進会議「水

と緑・安心の野洲」を設立されております。現在、市民は57人、市民団体12団体、企業10社、そして11自治会の加入によりまして、活発な環境保全活動を展開していただいております。議員からご紹介いただきました多様なイベントや学習会等の環境保全活動に対し、今年度11月末現在でございますが、延べ1,000人の市民の方々のご参加をいただいております。

このように多くの市民が参加し、地域の環境保全に積極的に取り組んでいただくことは、環境に配慮したまちづくりを大きく前進させることと認識しております。今後におきましても、市民活動を支援し、行政との協働事業としての成果が出るよう努力いたしたいと考えております。よろしく願いいたします。

2点目の、市内企業に対する地球温暖化効果ガスである二酸化炭素の排出削減の指導について、お答えを申し上げたいと思います。

現在、市内企業の二酸化炭素発生量の公表はされておられません。しかし、国の地球温暖化対策推進法に基づきまして実施されております、一定規模以上の企業の温室効果ガス排出量報告の情報の開示を受けまして、排出状況を把握したいと考えております。

また、現在、市と市内企業で締結しております環境保全協定における管理項目に温室効果ガス排出量の算定を含めることで自主削減目標等を定め、各企業の取り組みについて鋭意協議を進めていきたいと考えております。

続きまして、雇用問題についてのご質問にお答えをしたいと思います。

まず1点目の、国への労働者派遣法改善申し入れにつきましては、現在、厚生労働省におきまして、労働者派遣法の改正に向け取り組んでおられ、去る10月24日、厚生労働省は労働者派遣法等の一部を改正する法律案要綱について、労働政策審議会へ諮問されたところであり、今後、法律案の作成後、国会へ提出される予定であります。このことから、本件に対する申し入れは考えておりませんので、ご了承いただきたいと思います。

2点目の、市内企業に対する雇用の実態調査であります。厚生労働省が主な統計調査や業務統計調査を実施していることから、労働統計調査ですね、市としては独自の調査を実施する計画はいたしておりません。

3点目の、市内企業に対し、派遣社員や期間社員の解雇を行わず、正規雇用にするよう強力な指導・監督を行うことについてであります。現行の法制度のもとでは、指導・監督する権限はないと考えております。

しかしながら、企業における派遣社員等の待遇面につきましては、低いのではないかと

認識もしております。今後、市といたしましては、職業安定行政、いわゆるハローワーク等でございますが、と連携しながら、商工会、工業会等の懇談会等の機会をとらえ、働きかけていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（河野 司君） 太田健一君。

○1番（太田健一君） まず、環境問題のことについて再質問します。

行政としてさらに前向きな取り組みをされると、あと、事前にちょっとお話を聞いていたところもあるんですけども、企業の活動を紹介したりして、企業のモチベーションを上げながら、企業に対して緊張感を持たせてやっていくというような話もお聞きしました。とても市の行政としては前向きな方向だと受け止めますが、やはり企業に対して直接の指導なり雇用実態を調査することは、今は考えていないという話でしたが、地域の、あ、済みません、話がごちゃごちゃになりました。

済みません、企業に対しての指導、あと期間の目標、何%までいつまで下げるのかという具体的なものは今のところはないという話でしたが、地域の方々が草の根の活動として頑張っていて、この環境問題、エコに取り組んでおられていても、やはり排出量が一番多い企業に対して、強い規制をかけていかないと意味はないのではないかと考えますので、やはり企業に対して、今後強い指導を、そして規制をかけていく、目標数値の公表を求めていくということは必要だと考えます。

あと、雇用問題に関してですが、国の制度だから仕方がないというようなお答えでしたが、先日の新聞報道の中で、ソニーの大量解雇計画の発表がありました。2009年度末までに世界で計1万6,000人以上削減するという発表でした。国内企業としては最大規模の人員削減計画です。ここで一番問題なのは、景気が悪いからといたしましても、なお2,000億円もの営業利益、1,500億円もの純利益を見込んでおります。また、内部留保の一部である過剰金だけでも3兆円を超しております。そういった中で雇用を維持するような体力がまだまだあるのに、こういった首切りを進めていくということが、大きな問題だと考えます。

それと、先日ある方とお話してお聞きした話の中で、息子さんが野洲の村田製作所で、村田製作所は資本金700億円近い大企業ですが、そこの正社員として働いておられます。その方の話によりますと、村田製作所では、現在派遣がなくなったというような話を聞いておられます。ですが、これはすべてが正社員になったのか、それとも雇い止めとなった

のか、そういったような実態がわかっておりません。そういった実態をまず調査して、把握することが必要であると考えます。そして、現実には昨日の新聞報道なんですけど、福井の村田製作所が今月末までに400人の派遣切り、そして岡山の村田製作所でも4月以降140人以上の派遣切りが発表されています。

それともう一つ、今まで個別企業には介入できないと繰り返してきた国側の政府の見解でしたが、9日に厚生労働省が、派遣切り、解雇や雇い止め、労働条件の切り下げ等は、労働者の生活に重大な影響を生じさせる問題であることから、労働基準法に違反しない場合であっても、労働契約法や、裁判判例を踏まえて適切に取り扱われることが重要という、そういった通告、派遣切りの防止通達を全国のあれに対して、何や、済みません、労働局あてに通達しました。要は、法令違反でなければ積極的に監督や指導をしないとしなかった、今までの厚労省の姿勢が転換して、政府として強力な指導の具体的な一歩が踏み出されたということではないでしょうか。国としてこの雇用問題に対して動き始めていますが、やはり先ほども申し上げましたが、市として独自に実態調査や企業への強力な指導というのが、ということに取り組むことが必要だと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） それでは、太田議員の再度の質問にお答えをしたいと思います。

まず、環境行政の関係でございますが、やはり温暖化防止というかCO₂の削減につきましては、企業の責任と申しますか、企業から出る量が多いということは、当然承知しているわけでございます。その企業への指導強化ということでございます。先ほども申し上げましたが、企業とは、生活環境を守り育てる条例を全面改正をいたしまして、10月からその施行に入っておるわけでございますが、そのこともありますし、環境保全協定というものを、すべて企業さんと取り交わしを改めてしているところでございます。その中でも、この問題を注視をいたしまして、取り組んでいただけるように協議をしているところでございますので、その面でこの対策は何とか推進をしていきたいというふうに考えております。

続きまして、雇用問題の関係でございます。先ほども申し上げましたが、厚生労働省の方でもいろんな調査はやられております。ただ、今ご指摘の実際の雇い止め、あるいは非正規から正規というそういう部分でございますが、その実態というのは市もつかんでおらないわけでございますが、村田製作所というような話も、福井村田であるとか岡山村田の

話もございました。野洲市も村田製作所の野洲事業所を抱えておるわけなんですけれども、はっきり言いまして、市としてはその実態をはっきりつかんでいるわけではございませんが、実はその担当は私のところの商工観光課になるわけなんですけれども、先ほどちょっと話題にありましたが、工業振興助成金との絡みの関係もございまして、その中でも雇用に対する助成も行っているということもございまして。そういう部分で、市がお聞かせいただける範囲で、そういう企業に対しては、何とか情報を入手していきたいというふうにも考えております。どこまで入手できるかわからないわけなんですけれども、そのことについて企業の協力、あるいは先ほども言われておりました企業の社会的責任といいますか、社会貢献といいますか、そういう観点からも企業さんをお願いをいたしまして、事情把握に努めたいというふうに考えますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（河野 司君） 太田健一君。

○1番（太田健一君） 環境問題に対しては前向きにされていくということで、今後も期待していきたいと思いますが、1つ、僕は以前アウトドアの仕事を通じて、長野県の白馬村でたびたび働くことがあったんですが、そこでの環境問題の取り組みについて紹介させていただきたいと思うので、これを1つの参考例として取り組んでもらえればと思います。

白馬村では、エコスキー場宣言ということで、これは行政がやっているのではないのですが、民間が主となってこういった宣言をして取り組んでいる、環境活動、エコ活動を内外にアピールしていこうという感じで、当初はスキー場自体が木を切ってつくっていることなどと、エコではないというような感じで、反対意見なりたくさんあったらしいのですが、とりあえず白馬村内のスキー場で少しずつでもやれることからスタートしようという考えで始められたそうです。そして現在は、7つのスキー場、白馬には7つ大きなスキー場があるのですが、そのスキー場すべてが参加して活動をされているということです。そして、年に1回白馬環境ウィークという名前で発表会を行いまして、それが今5年間、約5回という形で続いています。そしてそれが今年長野県で主催しています「さわやか信州エコグランプリ2008」というプレゼンテーションの大会で最優秀賞をとったということで、これが来年2月の14、15日で東京で行われるエコ活動の全国大会へ長野県代表として出場するというので、それに向けて頑張っているということでした。

この活動で注目すべき点は、まず民間レベルからやり始めたことがきっかけで、それをプレゼンテーションというような形で、競い合うことが目的ではないのですが、という形

で、いろいろな団体なり個人のモチベーションを上げて、その活動を盛んにしていったそれを県外にアピールしていているという点と、その活動、最初は行政は絡んでいなかったのですが、実際白馬村では、白馬環境ウィークという白馬の中の大会で村長をお呼びしてあいさつをしてもらおうという形だけです。活動を通して県の補助金も、その後ももらえるようになっているということです。

あともう一つ大きな点というのは、もともとスキー場というのは、お互いがライバル同士で協力し合うことがないという状態でしたが、これが環境エコ活動ということで、1つの目標に向かってすべてのスキー場が参加して、1つの目標に向かって取り組んでいるということが、とてもやっておられる方々も感動しているというお話でした。といったようなこういう活動もあるので、また1つの参考にしてもらえればと思います。

もう一つ、また雇用問題につきまして質問をさせていただきますが、一番大事なのは、今年末で、本当に寒空の中に若者たちがほうり出されているという、その現状が一番大きな問題だと思います。だから、今本当に取り組むこと、早急にという意味でちょっともう一度質問をさせていただきます。

これも、先日市内の方にお聞きした話の中なんですけれども、20代後半になる息子さんがおられます。そしてその息子さんが県内の公立保育所で働いておられるというようなことで、息子さんは非正規労働のために、安定した収入も得られないし、今後も見通しがつかないと。そういった息子さんの親としては、このまま例えば息子がもう20代後半でいい年なので、結婚のことも考えると思いますが、もし結婚しても、今の状態のままでは、1人の女性を不幸にするだけだから、結婚するとなっても親としては認められないというようなお話を聞きました。

そして、新聞報道の中でも、全国的にホームレスがたくさん増えているという報道がありました。急激にホームレスの方々が増えて、ホームレスの支援用の炊き出しの米が全然足りないと、そういったボランティア団体の方からの悲痛な訴えがあったということです。

そして、これもまたちょっと違う記事なのですが、札幌の病院で若い兄弟が保護されましたという報道がありました。兄弟は愛知県のトヨタ工場を解雇されて、寮を出させられました。市役所に相談に行くと、札幌の姉を頼るようにと、片道の交通費だけを渡されました。姉からも断られ、ここなら何とかないと病院の待合室のソファで横になっていたというような話でした。他にも、解雇されて寮を出て、次の仕事も見つからず、両親を早くに亡くしたために帰る実家もないという、そういったような若者もおられるという報道で

した。

といったように、本当に全国的にこの年末の冬空に首を切られて、寮を出さされ、住むところを奪われ、路頭に迷う人たちがたくさんあふれ出そうとしています。それがこの野洲市では、やはりどういった実態になっているということは、把握することが大事なのではないでしょうか。このような事態は、野洲の中でも起こり得ることだと思いますし、実際に起こっているのかもしれませんが。

それともう一つなのですが、例えば甲賀市の9月議会での市長の答弁の中でこういったものがあります。中嶋市長の答弁で、現在甲賀市、湖南市において、甲賀広域就労支援計画を策定中であり、広域版の策定を、甲賀市の就労支援計画を策定し、非正規労働者の雇用を守る取り組みを検討していきたいと考えています、また、甲賀市総合実態調査によりますと、甲賀市でも非正規労働者の割合が約43%と高い割合になっており、甲賀市職業安定所と連携し、派遣労働者や契約社員等の不安定就労の就労形態を正規雇用の形態に変えていくように、推進をしていきたいと考えておりますといった、こういったような市長自らが、前向きな発言をされております。雇用実態もこういったように調べているという、こういう答弁がありました。

国の施策の中では助けられない、こんな状態だからこそ、野洲市として苦しむ市民を助けていくような独自の取り組みが、今だからこそ必要だと考えます。新たな市長にかわられて、これから市の行政として本当にここは力量の見せどころで、発揮しどころだと思いますので、それに対してもう一度、どうお考えかという意見を聞きたいと思います。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） それでは、太田議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

まず、環境行政について、白馬村でしたか、紹介もいただきました。それと、1回目の質問でも、いろいろ野洲市の取り組みについて紹介もしていただきまして、一定野洲市も人権と環境という視点もあります。当然そういうことも含んで環境には力を入れて取り組んでいるという思いしております。それで、環境活動につきましては、やはり一步一步着実に進めることが大事でありまして、またその参加していただく方を増やして、すそ野を広げるといいますか、一部の者が取り組んでいてもなかなか解決をしない課題でもあると思いますので、やはり取り組んでいただく方を広げることが大事と、それを視点に置いて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

続きまして、雇用問題でございますが、市内企業の実態把握というようなことで、再度ご質問がありました。先ほどもお答えしましたとおり、一定範囲は限定されるかもわかりませんが、市がお願いできる範囲で実態調査の、実態の把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

もう1点、甲賀市の話も9月議会云々という話で、就労支援計画の策定ということの話がございました。実は、この就労支援計画につきましては、湖南4市が先駆けて、内容がすべて同じかどうかわかりませんが、湖南の4市、草津、守山、栗東、野洲で就労支援計画というのを、平成17年度に策定をいたしておりまして、それに基づきまして、それぞれの市が相談員を配置をいたしまして取り組んでおります。それと、草津の駅前ビルの中ですけれども、その支援センターということで、その中核となるセンターも4市が共同設置をしております。

ただ、先ほど言いましたとおり、今問題となっております非正規、正規という部分まではちょっといけていない部分があると思いますが、あくまでも就労困難者ということで、いろいろ身体的なこととか、あるいはいろいろなそれぞれ個人がお持ちの部分での阻害要因、その阻害要因を解消する手だての支援と申しますか、そういうことでの就労困難者ということで、支援をしております。そういう部分では、既に支援計画に基づきまして進んでおるところでございまして、それに基づいて就職をされた方もそれぞれ実績がございまして、ということで、就労については取り組んでおります。

いずれにいたしましても、今の状況下におきまして、やはり実態把握も大切だと思いますので、できる限り、市ができる限りで把握に努めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 雇用の確保の問題についての再々質問にお答えをいたします。

先ほどいろいろ全国的な事例を述べていただきましたけれども、太田議員もおっしゃったように、野洲市の実態がきちっと把握できておりません。企業サイドからの情報というのは、かなり限定があると思いますが、いずれにしても、野洲市民がこの今の不況のもつて大変な状態になられた場合、いろいろな制度で何とかできる部分と、やはり制度のすき間の部分と、両方あると思いますけれども、市民にとっては制度が先にあるのではなくて、市民の状況が先にあるわけですから、いろいろな制度をうまく調整しながら、可能な限り

の対応を取り組ませていただきたいというふうに考えております。

○議長（河野 司君） 次に、通告第12号、第2番、野並享子君。

○2番（野並享子君） 大きく3点にわたって質問をいたします。

国民健康保険について、まず質問をいたします。その第1点目といたしまして、資格証明書について。1997年に当時の自民・民主・社民の各党が賛成をし、国民健康保険制度に資格証明書の発行を義務付けた改悪がされました。2000年以降、市町村で資格証明書の発行が大幅に増えました。これまでも、社会保障制度から排除する資格証明書の発行はすべきでないと求めてきましたが、9月議会でも機械的な発行はすべきでない、子どもがいる家庭には直ちに保険証を交付すべきと発言してきました。

一般新聞でも、無保険の子どもが3万人と報道されるなど社会問題となり、厚労省の実態調査の数字が明らかになりました。滋賀県下では、6自治体で47世帯72人という数字が明らかになり、そのうち野洲市でも、6世帯9人の無保険の子どもがいるということが明らかになりました。10月30日には、厚労省は機械的な運用は行わないよう通知を出しました。11月5日、日本共産党湖南地区委員会と、また野洲市議団として、無保険の子どもをなくし、保険証の発行を求める要望を行いました。そのときの担当課の説明では、その時点で5世帯6人と言われていましたが、保険料の滞納を理由に、子どもに犠牲を押し付けるのは、児童福祉法にも反するものであり、憲法で保障された生存権の侵害であり、資格証明書の発行の中止を求めました。申し入れから約1カ月以上経ちましたが、5世帯6人の子どもに保険証が交付されたのかどうか、お尋ねいたします。

さらに、機械的な資格証明書の発行については、子どもだけではなく、全加入者においても発行すべきでないと考えます。現に滋賀県内でも、26市町のうち7市町は発行していません。大津市でも発行25世帯であり、野洲市の147世帯と比較して、行政の姿勢が違っていると言わなければなりません。国民保険制度を社会保障制度として位置付けるかどうか、問われているのではないのでしょうか。この点をどのように改善されるのか、お尋ねいたします。

2つ目が、高額療養費の貸付及び現物給付についてであります。医療費の負担が家計を圧迫しています。窓口3割負担となっている現在、入院の場合は総所得600万円までは8万1,000円、住民税非課税世帯の人は3万5,400円です。しかも、月初めから31日までが区切りであり、通院は別扱いとなっています。そのため、月末に入院、手術、月を越して退院という場合、最悪という状況です。2カ月にわたり限度額8万1,000

円ですから、10日間の入院でも、最低16万2,000円と食事代が必要であり、さらに通院費が必要となります。非課税世帯の人でも、2カ月で7万800円の限度額と食事代になり、高額になります。突然の病気でも、蓄えがなければ医療も受けられない状況です。野洲市の場合、所得200万円以下の世帯が、国保では61%となっています。法44条に基づき、医療費の減免を実施すべきですが、見解を求めます。

さらに、病院窓口で市が発行した高額療養の限度額認定書を出せば、限度額の医療費で済みますが、その前提が国保税を滞納していないということが条件になっています。

先日、ある方が胃がんの手術で病院から23万円請求されました。国保税は分納で、少しずつ現年度分に滞納分をプラスして納められていました。市役所の窓口で限度額認定書を申し出られたところ、滞納しているから発行できない。滞納分を納めれば発行できると言われ、途方に暮れておられました。

このような窓口対応は不親切ではないでしょうか。分納の相談にも応じ、何年もかかって滞納分を納められている方でもあります。限度額認定書が期日的に不可能であれば、高額療養の貸付制度があるなどのアドバイスが必要です。そのようなアドバイスもありませんでした。国民健康保険を社会保障制度として、誰もが安心して医療を受けられるようにしなければならず、担当職員も滞納があるからと拒否するやり方には、問題があります。

社保協の10月の調査では、野洲市で国保税を滞納している人は、1,018世帯、16.5%であります。今後、どのような認識のもと対応されるのか、お尋ねをいたします。

次に、介護保険について質問いたします。

2009年は、3年に1度の見直しです。11月27日付の読売新聞に、「来年度から介護保険料187円値上げ」という見出しが出ています。保険料は見直しのたびに引き上げられてきました。野洲市でも、2001年には住民税本人非課税の第3段階の人で3万1,100円でしたが、2003年には3万8,000円、2005年合併時に4万7,400円、2006年に5万2,800円と、導入から5年で1.7倍になっています。見直しのたびに保険料は引き上げられる一方、介護報酬は03年にマイナス2.3%、06年にマイナス2.4%引き下げられ、介護の人材不足や経営難で赤字となっており、今回追加経済対策で、3%の報酬引き上げを出していますが、焼け石に水の状況です。しかも、報酬引き上げによる保険料の上昇分を、1,200億円、国費で見るのは09年の1年だけで、10年度は半分、11年度はゼロということが、追加経済対策で出されていますが、このまま決まってしまうと、保険料の引き上げが毎年行われるということになります。

そもそも老人保健法における介護事業には50%国がお金を出したものが、介護保険になり、国のお金は25%になって、県と市町村で25%、40歳から64歳までが17%、65歳以上の方が33%と決められたことにより、介護費用が増えれば保険料にはね返る仕組みになりました。基本的には国が出すお金を引き上げない限り、保険あって介護なしという状況は変わりません。今回の見直しにあたり、その仕組みそのものに対して、国に意見を上げるべきですが、見解を求めます。

さらに、野洲市ではどれぐらいの保険料になるのか、計算されているのか、お尋ねいたします。現在でも高過ぎる保険料に対して、独自の減免なども必要ではないかと考えますが、見解をお尋ねいたします。

06年度の改定するとき、要介護1を要支援1、2にし、介護ベッドや車いすを取り上げ、大問題になりました。全国からの強い要望の中で、07年12月に厚労省が通達を出し、家族との同居を理由に一律に生活援助サービスの禁止をしないように、さらに今年2月には、自治体に改善を求めました。5月の参議院厚生労働委員会で、共産党の小池議員が介護取り上げ問題で質問し、舛添大臣も、介護保険というのは、介護される人、家族が快適な状況になること、犬の散歩だって認めてもいいのではないかと答弁しています。しかし現実には、犬の散歩どころか、本人の散歩すら介護保険で禁止しているのが現実です。本来介護制度の目的は、高齢者の人権を保障し、人間らしいその人らしい生活や発達を支援し、保障することではないでしょうか。野洲市も見直しにあたりアンケートをとると言われていましたが、どのような声が出されているのか、また、その声に対してどのように改善するのか、また、施設整備も含めてお尋ねいたします。

次に、障害者自立支援についてお尋ねいたします。

2005年10月に、自民・公明のみの賛成の中で障害者自立支援法が成立し、06年4月から実施されました。3年が経ちましたが、10月31日、全国で30人が、憲法に反すると、全国8地裁に一斉に提訴しました。滋賀県でも4の方が提訴されています。

提訴の内容は、制度そのものが障害者の生きる権利を奪う、すべての国民がひとしく生きる権利を定めた憲法25条や、幸福の追求の権利をうたっている13条、法のもとの平等の14条に違反していると訴えています。

福岡の原告の障がい者は、施設で働いて月8,000円の給料をもらい、月7,500円の利用料を負担している。障がい者が働くことが励みにもならず、1割負担の応益負担が過酷になっています。滋賀県の原告の障がい者の家族は記者会見で、負担が払えないた

め施設を去った人は2,000人、大運動が起こって、二度の特別措置を行ったが、期限は3年、応益負担の撤廃をしてほしい、障がい者を抱えて生きていけない、自立支援法は弱い者をいじめる内容と、それぞれ訴えがされていました。野洲市の障がい者の家族の方から、「障害者自立支援でなく、自殺支援法です」と言われています。作業所で月4,000円の給料をもらい、利用料1,500円、食事提供費5,200円、マイナス2,700円。作業所で給料をもらっても、追いつきをしなければならない。支援法の廃止をということが言われています。国の法律であります、障がい者の現状をどのように認識されているのか、まず最初にお尋ねいたします。

障害者自立支援法は、構造改革路線に基づき、社会保障費削減を最大のねらいとしてつくられたものです。憲法に基づいて障がい者の権利を保障するという視点は全くなく、原則1割負担など、介護保険との統合を目的につくられました。このため、重度の障がいほど利用料が多額になることや、成長期に合った子どもの車いすや補聴器などの補装具なども作り替えるのを控える事態となっています。また、事業所への報酬単価の引き下げや、支払いが月額制から日額制になり、利用サービスの後退や労働条件の切り下げなどが行われ、ほとんどの事業所が経営困難や人手不足に陥っています。さらに、すべての施設が2012年3月までに、新事業体系への移行を迫られていますが、障がい者の就労を受け入れてくれる企業は少なく、就労支援と暮らしの場の充実が求められています。来年は制度の見直しを行う年にあたり、政府は来年の通常国会に改正案を提出するとしていますが、障がい者、家族、事業所が求めている根本的な見直しはできません。このような現状の中、日本共産党は障害者自立支援法を廃止し、国連の障害者権利条約や憲法の趣旨に基づき、当事者参加で新しい障害者福祉法をつくるべきと考えております。

来年の見直しに向けて、国に対して地方自治体から声を上げるべきと考えますが、市長の見解を求めます。

国の法律があまりにもひどい状況の中、和歌山県の御坊福祉圏域の1市5町では、通所施設の利用料を4月から無料にしました。また京都市では、補装具の重複利用世帯に、上限を超える額を償還しています。

野洲市として負担を軽減するための対策が必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（河野 司君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、野並議員の国民健康保険、また介護保険、障害者自立支援法、この3つにつきましてご回答を申し上げます。

まず1点目の国民健康保険についてのお答えでございますが、まず1点目の小中学生に対する資格証明書の交付につきましては、さきの厚生労働省の「資格証明書の交付に際しての留意点」の通知を踏まえまして、短期被保険者証の次期交付時期であります1月に交付してまいりたいと考えております。

なお、これまでも緊急的に子どもに対しまして保険証が必要な場合には、特別な事情があると判断し保険証の交付をしているところでございます。

なお、現在、国では保険証の持たない子どもへの救済が検討されており、今後より明確な取り扱いが示されるものと期待をしておるところでございます。

また、資格証の発行は、納税者との公平性の堅持や、特別な事情がないにも関わらず、長期に滞納されている方への納付相談の機会の場合としても必要なもので、今後も国保加入者からの理解が得られるよう適切な保険証の発行に努め、相互扶助制度として運営をしてまいりたいと考えております。

2点目の法第44条の医療費減免につきましては、県下の被保険者が協力をしていく必要があるため、具体的な検討までには至っておりません。引き続き協議を進めてまいりたいというところでございます。

3点目の認識というのにつきましては、国民健康保険が相互扶助制度である限り、公平な給付と同時に公平な負担を求めていくものであり、制度の運用にあたっては被保険者の信頼、また納得が得られるよう、きめ細やかな対応に心がけてまいりたいと考えております。

続きまして、介護保険についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の国への要望ということでございますが、介護保険制度は、これまでの医療と福祉の縦割りの制度となっていたことから、サービスが自由に選択できないなどの課題、また急速に増加すると見込まれる介護需要を将来にわたって保険制度として持続し、国民全体で公平に賄う仕組みとして公費負担、また保険料の負担比率が定まったものでありますので、この仕組みにつきましては引き続き維持する必要があると考えております。

こうした中、全国の介護費用総額は年間約7兆円にもなり、今後も公費負担の増加が見込まれることから、国に対しましては保険料や利用料の低所得者対策について、国の負担による恒久的な措置とすること、また、保険給付費に係る負担を国庫負担の定率化及び財政調整交付金を外枠化とすること、さらには1号被保険者の保険料の本人のみの所得による賦課方法にするなどの制度改正につきましては要望を行っているところでございます。

次に、第4期の介護保険料は、介護報酬の引き上げ内容、また報酬単価が現時点では明らかとなっておりませんので、現段階でのお答えをすることはできない状況です。

次に、保険料の独自減免ということをございますけれども、利用者に安心して介護サービスが提供できるよう制度維持を図る中で、保険料を定めているものでございまして、独自の減免を設けることは考えておりません。

なお、一時的な所得の減収などに対しましては、条例の定めるところによりまして保険料を減免するということになっております。

次に、アンケート調査につきましては、福祉サービスの認知度や保険料とサービス給付、また、高齢者施策や地域での過ごし方などのご意見をいただいたもので、相談窓口の充実や健康づくりへの取り組み、緊急時の対応について期待されておりますので、介護予防を含む高齢者施策の充実を望まれているものと受け止めております。

このことから、第4期では筋力の向上トレーニングや、体や頭を使って介護予防につながる各種の講座、また相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携をさらに深め、的確な支援に努めていきたいと考えております。

また、居宅介護サービス利用ニーズに応えるとともに、施設では、入所施設の10床分や平成23年度末の療養型の廃止に伴う転換対策としての老人保健施設の増床を見込んでいるところでございます。

3点目の障害者自立支援法についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず障がい者の現状認識とのご質問でございますが、障害者自立支援法につきましては、利用者の意向に沿ったサービスの提供を図るということで法が施行されたということで、応益に見合う負担を求める仕組みとなり、その結果、一割負担というものが前面に出ましたり、非課税の方へも応益を求めるといったことなどで、利用料が上がったことで生活への負担感が高まりました。また、作業所などのサービス事業者は日額へと変わったことにより経営が厳しく、指導員の確保に苦慮されるなど、制度課題が浮き彫りとなったものでございます。

このことから、国、県におきましては、利用者や市町村の意見などを踏まえまして、利用者負担の軽減措置や事業者に対する激減緩和措置等の緊急特別対策事業が実施されたもので、障がいのある人が利用しやすい制度となるような仕組みづくりが強く望まれていると考えております。

次に、次年度の見直しに向けての国に対しての声を上げるべきとのご質問ですが、国、

県の特別対策事業が実施された後も、利用料のさらなる負担軽減や事業者報酬の引き上げの要望があることから、低所得世帯に対する負担軽減措置の恒久化や資産要件の撤廃、事業者に対する緩和措置の継続等、国に要望をしているところでございます。

次に、市として、負担を軽減するための施策が必要とのご質問ですが、これまで、国において、多くの方のご意見を踏まえて緊急特別対策を実施されたところであります。これまでの経過を踏まえまして制度見直しが現在検討されておりますので、市単独での軽減措置につきましては考えておりませんので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） 国民健康保険法の問題ですが、資格証明書というのは、窓口10割払わないとならないということは、無保険、イコール社会保障制度から排除されるということですよ。この中で、子どもの部分に関しては、全国的に無保険というのは子どもの責任ではないということで、厚労省が子どもにはすべて保険証の短期を出せということの通知だったと思います。この短期に関して、1月に交付ということですが、野洲は何カ月の短期を出されるつもりでしょうか。いろいろな短期があるのですけれども、それをお尋ねいたします。

それと、高額、44条の部分はもうずっと言い続けていますので、本当に強力にこれを求めていって下さい。本当に限度額がどんどん上がってきているんです。これは限度額が上がるということは、結局、お金がない者は、もう病院を踏み倒す以外にないか、窓口でこの高額療養費の申請に行かれて、国保税が滞納をしているというそういう人たちに対して、それぞれの市の対応が違うんです。現物給付の対応も違うんです。栗東市では滞納があったら、やっぱりだめということですが、しかし、税務課で納税相談をされて、分納がされている場合は、限度額認定書が交付されているんです。守山では、もうとにかくひどいですよ。社協でお金を借りて下さいと言っていますという。社協で借りられなかったら、サラ金に行かないといけないんですよ。

そういうところで、野洲はどうだったかということなんですけれども、今私が言ったように、これ相談があったんです。本当に滞納が何十万もある。手術代が23万円。そんなのが、滞納が全部払えるのだったら、病院の23万円払うと言わはるんです。でも窓口では、そういうふうな滞納があるからあかんということを言われて、本当に途方に暮れて相談に来られた。野洲の窓口で、今言われた相互扶助であるから納得が得られるようにする

という、その納得が得られるというのは、結局、滞納分を払って下さいというのが大前提になるんですね、相互扶助ということが大前提に置かれると。やっぱり社会保障制度だということが大前提でないと、私はあかんと思うんですよ。滞納をされている方に、そして少しずつでも分納をしていただいて、これを利用して下さいということでの話をしないと、もう滞納しているからだめというようなことをとられると、もうこういう事態になってしまいますので、これからの窓口では、本当に16.5%の方が国保で滞納をされているのですから、こういう方々が病気になって手術をして、請求されるということは、今後もどんどん起こってくると思うのです。

そうした中で、大津市ではそういう限度額の認定書は交付はできないけれども、高額療養のこの貸付制度を利用して下さいということで、限度額の認定が19年の2月の時点で実施されていますので、その実施の中で言われているのが、滞納に関してもっと緩やかなんですけれどもね。そんなに全部払ってしまわなあかんというふうなのではなくて、確かに国保税が滞納しているというのが1つあるんですけれども、しかしここに、ただし、国保税の滞納があることについて特別の事情があると認められる場合、保険者が適当と認める場合は認定を行うものとするということで、世帯主の親族が病気とか負傷したとか、また事業が損失を受けたとかいうふうなことが、ちゃんとこれ2月28日の厚労省の国民健康保険課長の通知で、それぞれの都道府県のところに通知が行っているんです。ですから、野洲の窓口は、やっぱりこの厚労省の通知に基づいて、私は仕事をしてもらわないとあかんというふうに思うんですけれども、こういう点を、相談に来られた窓口の職員は知っておられるのでしょうか。まず、それを徹底されているかどうかということをお尋ねしたいと思います。

介護保険の問題ですが、本当に仕組みそのものが、介護が増えれば増えるほど負担が上げられるというところになっております。昔は50%あった老健法の時、それを今25%になっているということが大問題で、これを50%に戻すには、3,000億円あればできるんです。よく私らが言うのですけれども、軍事費の中のアメリカへの思いやり予算が約そのぐらいなんです。それより少ないのですけれども、2,500億円ぐらい。やめれば、国民を救うことができる。この50%に戻して、介護保険を引き上げなくても済むという、どっちを助けるのやというところなんです。そういう意味で、もっと国に対して今言われた、外枠とか国庫補助の負担金の定率化とか言われましたけれども、もとに戻していく、50%に戻していくということをやっぴりもっともっと求めていただかなければ

ればならないのではないのでしょうか。

保険料の部分ですが、今総額がわからないので、保険料は幾らになるかわからないということをおっしゃったと思うのですが、京都市では1カ月280円の引き下げをするということが出されております。埼玉県の三郷市でも引き下げがされておりますし、また、千葉の浦安市では、一般会計から繰り入れをして、保険料が高くなっているのを引き下げていくということがされております。また全国的には保険料の減免をしている自治体が33%、利用料を減免している自治体が21%、これだけたくさんあるということは、やっぱり高過ぎる介護保険料になっているということに関して、行政が心を痛めておられるという状況だと思うのです。

野洲市の場合、本当に当初からスタートして5年で1.7倍になっているという、こういう事態の中で、非課税の方からも保険料を取るという、こういう状況を何とかやめていくというのか、していかないといけないと思うんです。ですから、第1段階の非課税世帯のところには保険料を全額免除しているという、そういう自治体がこの保険料の免除の中にあるんです。もっとそういうところを考えていくべきではないでしょうか。以前も第1段階の保険料を無料にすれば幾らのお金があればできるのでしょうかというお尋ねをしたんですけれども、この第1段階というのは、福祉年金とか生活保護とかいう、一番本当に最低ラインの線のところなんですけれども、そういうところの免除をしていくのに、どれだけのお金が要るんでしょうか、お尋ねいたします。

認定、この介護保険の部分で事業者のところは、本当に今大変になっています。寿退職ということが昔言われました。それは女性が言われたんですけれども、介護保険、この障がい者の施設も、またこういった介護の施設も、男性が、これでは結婚しても生活できないということでやめていかれるというような状況です。障害者自立支援法のこの部分で、月額制から日額制になったということで、本当にパートに切り替えていく、正職員を本当に少なくして、あとをパートに切り替えていくということで、大変な事態になっています。こういった障がい者の施設では、男性の力が本当に必要ということで、やはりこの問題は、国でもっときっちりと対応をして、今の3%の報酬の引き上げというふうなものではなく、生活できるような報酬にしていかななくてはならないと思いますし、それが今保険料にはね返るという仕組みになっておりますので、制度そのもの、障害者自立支援法というのは廃止をして、新たな障害者福祉法というのをつくっていかない限り、これは小手先でどうすることもできないというふうに思うのですけれども、そういうふうな、現場では感じては

おられませんでしょうか。この制度そのものの中で、今言われた1割負担が大変になっているということを認識はされていましたが、引き続き軽減とか激変支援とかいうのは、もう下がってしまったらそれがベースになりますから、前から下がったというところで、激変の支援ですけれども、それがベースになったらもう下がりませんからね。やっぱり制度そのものが基本的にだめだと思うのです。そういう意味で、どう担当の部署で認識をされているのか。また、市長もこういった現状、一番末端が抱えているんです、県におられたときにはわからなかったと思うんです。一番末端の市民が窓口で支えて、一番声を発しているのが市町村だというふうに思いますので、大もとの見解も求めたいと思います。

○議長（河野 司君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、野並議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の国保の資格証明書の短期の有効期間というのか、これについては資格証明書は本市の場合は年4回発行するというので、今回1月に発行するということは、3月までの有効期間となります。ただ、既に国で少し論議ができてまとまっている情報でいきますと、6カ月の短期証を発行していくというような方向があるようですので、4月以降は、もしそれが施行されれば、そんな形で進めていく形になると思います。

そうしまして、次は限度額の認定の発行ということでご質問をいただきました。窓口で対応をいろいろとさせていただきまして、私どももできるだけ親切に、そしてわかりやすくさせていただこうということで取り組んで対応をさせていただいているところでございます。おっしゃいますように、限度額の部分については、担当職員としては十分認知をした中で、国が示していますように、基本的には入院される前に、このような限度額の申請をいただいて、その中でおっしゃるように特別な事情のある場合にいろいろとお聞きをさせていただいた中で発行をしていくと。その事前の原則として、基本的には税を完納していること、一定限所得、600万ですけれども、以内にするという限度額、基本的なそういうものもありますけれども、そのような形で、今後も少し十分ご理解をいただけなかった部分につきましては、申しわけなかったと思うんですけれども、これからも適切に窓口での対応もしてまいりたいと考えております。

そうしまして、次、介護保険の方ですけれども、制度以前の、前の老人福祉なりというような制度に戻せということですが、現在そのような形については、現制度では難

しい。ただ今言っていますように、現在国の定められました25%ルールというものが調整交付金等でも、本市の場合はいただけていないというような状況もありますので、そのような部分とか、少し十分でない部分、また利用者の所得判定につきましても、引き続き求めてまいりたいと考えております。

あと保険料が上がるということで、新しい影響額というのがこれから算定をするわけなんですけれども、しかしこの19年度実績の介護保険の被保険者は、第1段階では55名、年間保険料は2万6,400円ということになりますので、新たな保険料の定める中でも、おおむね被保険者数というのは、55名プラスということになるのかなと思います。具体的な数字については申し上げられないので、ご理解を賜りたいと考えております。

最後に、介護保険制度そのものについてということで、どう考えているのかということでございます。我々も制度が変わったときに、まず利用者の方にきちっとご説明をしてということをおっしゃったんですが、やはり負担が、非課税の方はこれまで無料であったものが、例えば低所得非課税世帯というのが本人非課税、本人80万以下の方でも、施設利用、またホームヘルプをご利用いただくときには、7,500円という金額がかかるというようなことで、到底おっしゃるようには払えないという現状があります。その中で、急遽国としましては、2回、3回という形で見直してきています。現在7,500円が1,500円のご負担というような形になっております。基本的には前の支援費で、おおむね自己負担率が3%ないしというような状況に現在、この軽減策によって負担率としましては、旧支援費制度の負担率になってきておるようですし、今回の国の改正につきましても、このような維持を踏まえて検討をされるということですので、ただ、今後細かな部分につきましても、新たな制度の中で、また市は市として利用者の方の意見を踏まえまして、国に上げていくものについては上げていきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） 今回は3点とも福祉の問題を取り上げました。本当に日本の社会保障制度が、構造改革以後ずたずたになってきました。もう強い者、金持ちが生き残れる。障がい者、弱者、低所得者、社会の本当に底辺を支える社会保障制度が、これだけひどくなったときはありません。そういう意味で、本当に地方自治体から末端の市民、国民の声を、もっともっと上げていていただきたい。根本的に税金の使い方を、無駄な公共事業や軍事費や、アメリカに思いやり予算をくれてやるような、そういうふうなお金でなく、

本当に国民を助けるお金に使わせていくということが必要だというふうに、今回3つの問題をずっと調べる中で、それを痛切に感じました。どれもこれも障害者自立支援法、本当にもうこれ廃止をして、出直しをしなければならないと思います。

市長の見解を、最後にお伺いしたいと思います。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の再々質問にお答えいたします。

総論的に申し上げますと、社会保障制度を相互扶助方式でやっているところのかみ合わない部分の問題かなと思っておりまして、安全保障だとか基盤整備とはまた別の議論だと思っております。

今議員おっしゃったように、例えば健康保険制度の場合は、まさに社会保障制度とその相互扶助の問題ですし、自立支援の場合については、自立という観点から、応益負担、受益をされている部分については負担していただくということですが、負担能力があるかないかというあたりが課題だと思っております。本来ですと、いわゆる生活保護ですとか、一番基本になる施策の部分で、最終的なセイフティーネットが張られるというのがふさわしいと思っておりまして、保険のところでは全部を対応しようと思うと、やはり相互扶助という観点から矛盾を来してくると思っていますので、これは市にとっては、先ほど言いましたように市民の生活をきちっと保全するという観点から、さまざまな制度をうまく組み合わせて対応させていただきたいと思っていますけれども、やはり社会保障という限りは、国で総合的な施策を一体的に進めていただく必要があると思いますので、地域の課題をうまく政策的に組み合わせて国に提案をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 暫時休憩いたします。再開を午後3時といたします。

（午後2時36分 休憩）

（午後2時58分 再開）

○議長（河野 司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第13号、第21番、田中栄太郎君。

○21番（田中栄太郎君） 私は、市民の皆さんとお話をしている中で、「田中さん、空のバスがよく走っているじゃないか」というような、行政の無駄遣いと違うかというようなご質問を数多く承っておりまして、そういうことから、市内のじゅんかんバスの運行につ

いてちょっとお尋ねをしたいということでございます。よろしくお願いいたします。

少子高齢化社会が進む今日、地方では今日まで運行していた路線バスが、利用客数の長期低落傾向に歯止めがかからない最悪といった状況にあるため、運行を中止する路線バスが出ていると聞いております。残された高齢者等の移動困難者の足の確保が必要になり、公共交通の重要性が全国的に問われております。

本市では、生活交通として循環バスが運行しており、利用者、特に高齢者、体の不自由な方々は重宝がられております。あらゆる人が利用することは無理とはいえ、ある地域では停留所が遠くて利用困難の方もおられ、1人でも多くの方が利用できるかが大きな課題と認識をしております。改めて、効果的に市民ニーズ調査を実施した上で、運行時間、運行間隔、停留所など、利用者の立場に立って利便性を重視した運行計画を立てなければ、4,000万円余りの税金が無駄遣いに終わってしまうのではないかとこのように私は思います。そういった、まず地域全体の採算性という視点に立って考えていただきたいということから、私は、早い時期に路線を含む全般にわたっての見直しが必要と思うが、見解を求めます。

以上です。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） それでは、田中栄太郎議員の市内じゅんかんバス運行についてのご質問にお答えをいたします。

ご承知のとおり市内じゅんかんバスにつきましては、合併後の平成17年4月から広く市民の方にご利用をいただくということで、市内を4つのコースに分けて4台の車両で現在運行をしております。

参考までに申し上げますと、平成19年度1年間の4コース全体での乗客数につきましては、延べ人数で5万802人で行いました。うち70歳以上の高齢者と障がいのある方は合わせまして4万3,912人と、全体の86%を占めております。

今後さらに高齢化が進み、交通弱者といわれる方が増加することが十分予想されますことから、今後も市内じゅんかんバスが重要な交通手段の1つとして必要であると考えております。

このじゅんかんバスにつきましては、市長への手紙、あるいはまた通信箱などで、コース変更、また停留所の設置などの数々の要望が出されておりますので、そうしたことを踏まえまして、地域の状況等を十分精査いたしまして、当面来年4月に中北、富波、小南、

またイオンの4カ所のコース変更を予定しております。

この市内じゅんかんバスの運行につきましては、地域公共交通における市民サービスはどうあるべきかの観点に立って、継続的改善に向けて今後検討を進めていきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 田中栄太郎君。

○21番（田中栄太郎君） 多くの方から質問が出されているということは、市民のニーズを反映していないのではなかろうかなと思っております。こういう事業におきましては、見直し回数を重ねることによって定着するのではないかなという思いをしております。先ほどご回答をいただきました4コースの変更、停留所は、私は停留所も交えた見直しも思っておりますけれども、この回答がなかったと。どのように思っておられるのか。

また、こういった事業は、先ほど言われました19年度の乗客数の延べ人数のうち、70歳以上、障がい者、全体の86%を占めているということでございまして、ここにも書かれておりますように、ピンク色の元気カードをお持ちの高齢者、70歳以上と障害者手帳をお持ちの方、介護者1人は無料ですというような中で、金額的な採算性だけでなく、やはりもっと行政として公共化、また地域経営の重要な柱として責任を持ってやっていくのかどうかの時期に来ていると思っております。先ほど最後に回答をいただきましたが、地域公共交通における市民サービスはどうあるべきかの観点に立って、継続的に改善に向けて検討を進めていくと言われましたが、どのように改善に向けて検討をされるのか、例えば具体的にお示しをいただきたいと思います。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 田中栄太郎議員の再質問にお答えをいたします。

まず、先ほどお答えいたしましたコースの4コースの変更の中で、停留所の関係でご質問がございました。停留所につきましては、4コースのうち新たに3カ所を停留所として設置をしていきたい。これについては、当然近隣の近くにご利用される方々の利便性が向上するような位置について、3カ所停留所を設けていくという予定でございます。

それからまた、改善に向けて今後どのような対応をしていくのかというようなことでございますが、このじゅんかんバスの運行事業につきましては、福祉的な要素、あるいはまた交通政策的な要素を組み入れた施策として実施をしております。そうしたことで、特に高齢者の方々、または障がいの方々などご利用いただいているの方々につきましては、大変

喜んでいただいている事業でもございます。しかしながら、現在この事業につきましても、行政評価の外部評価の中でもいろいろとご意見、ご指摘もいただいている事業の1つでもございます。そうしたことで、この事業におきましても、今後本市の財政状況を十分踏まえた中で、費用対効果等も十分考慮する中で、またサービスの水準を考え合わせながら、効率的な効果的な事業に改善をしていく必要があるものと考えております。そうしたことで、当面、近々にも、市民団体の代表の方々にも参画をいただく地域公共交通会議を内部に設置をしていく予定でございます。その中で、現在のこの利用実態等、十分検証をした中で、今後の地域公共交通における市民サービスのあり方などにつきまして、さらに研究をしていく予定でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 田中栄太郎君。

○21番（田中栄太郎君） この事業は費用対効果もあわせてということですがけれども、私は先ほども言いましたように、採算性だけではないと。公共的なものか、地域経営の重要な柱として、採算性を重視したものではございません、そういうことからやっておられるのか、あるいはミックスした採算性も兼ねてそのような思いで事業をやられておるのか、それをお聞きしたいのであります。採算性と言われますと、先ほど言いました無料の方が86%というようなご回答もいただいております。そういった点を、もしそういうような費用対効果の表れを表すならば、そういう比較も見る必要もあるやないかというような思いをしておるわけでございます。

昨日、三和議員から庁舎の統廃合の考えの中で、市長は、庁舎の統廃合は分散しているより政策立案によっては統合するほうがよいが、市民にとってはサービスの低下が懸念されるというようなお答えもいただいております。これは今後の課題といたしましても、こういうことの1つの統合されるにあたり、例えば公共交通の増配車等によって、足の確保が図られるのではなからうかなと、多少の市民サービスになるのではないかと思います。いずれにいたしましても、今後市民のニーズに合った、限られた事業ではなく、もっと幅広い分野に立って、物事を見直し等を考えていただきたいと、このように思うわけでございます。

このような意見が出るということは、利用者の停留所が遠い方がほとんど、利用されている方はもちろん重宝がられておりますけれども、利用者が、今の高齢者、体の不自由な方は、わずかな距離でも乗降をやろうとすると大変な身の負担にかかるというような思い

でございますので、できれば、今のコースを変更が難しいとなれば、停留所なりを増やしていただき、今の乗車距離を最短の、距離を短くしていただければ、利用者も多く、また喜んでいただけるのではなからうかなあと思うわけでございます。

このような、一般的に見ましても、先ほども言いましたように空気のバスが走っておるというようなことも言われております。果たして今のこの4コースの見直しと今のコースの停留所の見直しによってものは解決するのかなあという懸念をしておるわけでございますけれども、もっとその乗車される方は、高齢者、体の不自由な方を基本に考えていただき、できる限りみんなが利用できるような方法をとっていただきたい。こういう見直しを、ただ単にコースを変えた、停留所もここへ持ってきた。これは1つの皆さんのある一部の意見の方だけだと思います。全体に考えた場合には、もう少し立派な回答がいただきたいと、かように思いますので、ひとつもう一度その点をよろしく願いたいします。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 田中栄太郎議員の、バスに関する再々質問にお答えをいたします。

まさに議員ご指摘のとおり、実態としましては効率が悪い形で市内でじゅんかんバスが走っているということは、認めざるを得ないと思っております。ただ、やはり交通弱者と言われていた自らが運転できない方、あるいは家族にも頼れない方がそれを唯一の自分の移動手段としておられるということも実態でございますので、効果性と市民サービスをどうかみ合わせるかという問題です。ただ、これだけ広域のところを面的にカバーをしようということは、実際これは解けない何かクイズとかパズルを解くようなものでして、正解は出てこないと思っております。停留所を増やせば時間もかかるということで、やはり逆にまた利用も減るということもございますので、それと採算性でいえば、採算が合うのであれば民間のバス会社が路線設定をしてやるということも考えられます。それと、市がこれを福祉的なサービスとしてやっているのか、いわゆる市民の移動手段の確保、一般的な移動手段の確保としてやっているのか、あるいは地域振興的にはもっと打って出る策として、観光ですとか、そういったことでやっているのかというのが、少し不分明で、もともとはいわゆる福祉的なサービスでやられていますけれども、それであればそれでまたきめ細かい対応も必要だと思っております。

それと、先ほどご指摘のありました庁舎につきましても、昨日私が申し上げたのは、いわゆる政策的な、本庁機能はやはり一元化が必要ですがけれども、市民のサービスについては、やはり身近なところで提供できるような必要があると思っております。

そういうことから考えますと、公共サービスでの市民の移動と、そしてもう一つは、買い物ですとか、あるいは医療等の、いわゆる生活圏の移動をどういうふうに組み合わせていくかということですので、さっきも申し上げましたように、今すぐに答えは出ませんが、単にバスのコースとか駅を増やすだけの問題ではないと思っていますので、まちづくりの観点も含めて、そして行政の中心も含めて、総合的に考えさせていただきたいと思っています。

ただ当面は、まだまだニーズがございますので、微修正の部分については、来年度、先ほど部長がご答弁しましたように、小手先にはなりますけれども、コースの見直しでの改善もあわせて進めさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（河野 司君） 次に、通告第14号、第22番、林克君。

○22番（林 克君） 22番、林克です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まずは、過日市長選挙におきまして見事当選されましたことを、改めてお祝い申し上げます。今後、野洲市の発展のためにご尽力をいただきますことをよろしくお願いいたします。

（発言する者あり）

○22番（林 克君） 久しぶりで、横から野次が飛ぶと気になりますので。私も及ばずながら応援させていただきます。

さて、私は、夢、この夢とは、やりたいと思う言葉と解釈していただきたいと思います。この夢という言葉が大変好きであります。当議会におきましても、何回となく本市の未来の姿を夢見て質問させていただきました。私はこういった夢を夢では終わらせたくなく、今日まで多くの人々と語り合い、ご協力をいただきながら、その実現に向け努力してまいりました。おかげで、日野川改修は流域住民の100年の大計であり、夢でありましたが、今改修工事を着々と進めていただき、仁保橋付近の姿は大きく変わろうとしております。近隣住民の、これからもっとよくなる環境に大きく期待し、将来の夢を語りながら工事を見学されている姿をよく見受けます。

市長も、今回の選挙におきまして、この野洲市をもっとよくするため、3つの大きな柱を掲げられ、本市の未来像、ビジョンを掲げられました。このことから多くの市民の賛同を得られたものと、当選されたものと思っております。これからは、市民の皆様と共に汗をかき、施策の推進にあたられるわけですが、平成21年度の予算編成方針を見ますと、

厳しい現状下におかれてこそ発揮される英知の結集を、元気、安心できる足腰の強い野洲市の現実に向けて、変革の布石となる予算を目指すとあります。私はこういった時期こそ、5万市民が、未来、夢を見られる事業の企画を計画されることも必要ではないかと考えます。財政が厳しいため、あれもできない、これもできないというより、財政的には厳しいが、足腰の強い野洲市の実現のために、あんなこともできる、こんなこともできるという夢ある事業予算を必要ではないかと思えます。

次に、私は過去1年間議長という重責をいただき、市議会を代表して国へ何回となく陳情にまいりました。このとき口ぐせのように8号線バイパスをよろしく願いますと訴えてまいりました。市長は予算編成方針の中で、優先度が特に高いと判断される施策を重点的施策と位置付けとあります。今日までの課題であります国道8号線のバイパスについて、どのような位置付けで取り組まれていこうとされているのか、お伺いいたします。

次に、前山崎市長は、今日まで多くの功績を上げられ、山仲市長を後継者としてバトンタッチされましたが、在職中に幾つかの事業の方針を打ち出し、道筋はつけられたものの、着手できていない事業があると思えますが、これらについてどのように位置付けを考えておられるのか、また、今後どのように対応されるお考えなのかをお伺いいたします。

以上、2点についてお伺いいたしますが、新市長の意気込みを込めていただき、ご回答をよろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 林議員の市政運営についてのご質問にお答えをいたします。まず、心強いご激励をいただきまして、どうもありがとうございます。

今回の財政状況の悪化は、これまで経験したことがないほど厳しいものだというふうに考えております。これは、これまでの市の財政運営の構造的な問題と、今回の急激な世界不況の両方が相重なったものでありまして、今後一定期間継続といいいますか、続くと見込まざるを得ないというふうに考えております。このため、職員はもちろん、市民の皆さんと危機感を共有して取り組んでいく必要があると考えておりますが、一方では、ややもしますと将来のまちづくりや市民活動に関わって、萎縮やあきらめの空気が立ち込め、いわゆる負の連鎖に陥る危険もありますので、そういったことにならないように心を引き締めて、議員ご指摘のように、夢、展望を持った取り組みが必要かと考えております。

本市といたしましては、まずは財政健全化を最重要課題としながら、展望を持ってこの事態を何としても乗り越え、健全で自立するまちに変革を遂げる必要があると考えており

ます。また、こういった難局においてこそ、わき出てくる発想や、財源不足のために講じた工夫が市民協働のまちづくりのための効果的な制度となるように、いわゆるプラス思考で、市政運営を進めてまいりたいと考えております。

具体的には、投資的経費がゼロになるわけではございませんので、見通しのいいもの、優先度の高いものに積極的に投資をしていって、基盤整備をしていって、にぎわい、発展をつくっていききたいというふうに考えております。

第2点目の、平成21年度予算編成方針の中で述べました重点施策等、施策の類型については、次年度等の比較的短期間に施策水準の向上をどの程度図る必要があるかといった観点で整理したものであります。

ご指摘の国道8号バイパスの推進につきましては、道路ネットワークの整備施策に位置付けられる事業であり、本市にとって大変重要な課題であると考えておりますが、これまでの進捗の見込みや、事業推進に係る市の裁量の程度に照らしてまして、平成21年度は向上施策として位置付け、今後も継続して早期の実現に取り組んでいきたいとの考えから、こういう位置付けにしております。これからは何がこの8号線バイパスの事業の進捗に、進展にいわゆる引っかかりがあるのか、何が滞りの原因になっているのかを明らかにして、そこを具体的に解決するという方向で進めたいと考えております。

最後に、未着手の施策につきましては、なぜ着手できていないのかを明らかにしながら、基本的に引き継いで進めていく方向で考えておりますが、その個々の事業の推進につきましては、総合計画ローリング実施計画を策定する中で、計画の実現性についても可能な限り明らかにした上で進めていきたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（河野 司君） 林克君。

○22番（林 克君） ありがとうございます。前向きに対応するというような全体的には受け止めさせていただきましたけれども、いろいろと今も言われましたように、財政健全化最重点課題として取り組みたいというようなことを本当に力強く思っております。そういったことで、いろいろと8号線については、今も陳情に行ってしゃべってきて、「おまえらはそなんしゃべったってあかんやろう」というようなことを先輩から冷やかされておりましたけれども、本当に夢をつかむような話であります。先輩の言われるような、なかなか今日まで進捗ができていなかったという。やはり自動車の中で交通情報を聞くと、栗東から野洲、それこそ大篠原まで、長いときは6キロ、毎日2、3キロ続くのは、もう

3分の1ぐらい停滞している。ちょうどそういった機会の中で、今年の4月1カ月のデータに触れることができました。そういった中を今パソコンで整頓中ではありますが、1カ月を1日に直して、データをこうやって、余り見えないだろうけど、そういったデータを入れて今持っているわけですけれども、本当に6キロというと、栗東から大篠原あたりまでつながるといふ。交通の、今1分幾らかというような時代に、こういったデータを、経済的とか、精神的、交通、そういういらいらするとまた交通事故も起こるといふようなことで、本当に環境面とかいってこれを分解したら、かなりな、みんながぼっと見てああこれは大変だなあといふような気付くようなデータが5分おきにラジオで放送されているやつが全部1カ月入っている資料ですので、私が分析しているのでは、本当にうわっというだけで、全部入れてフロッピーに落とすことはできたんですけど、それをいかに使うかといふことを、ひとつ行政の方のお力添えで使って、何とか8号線が一日も早く動くようにお力添えをいただきたい。そんなことを思っております。

そしてまた、この夢の続きですけれども、今日までいろんな三上山の七周り半やとか、いろんな夢を見てきました。そういう中で、近年琵琶湖に野洲市という使用価値のある財産をいただいたといふような、それをどう使うかといふことではあると思っておりますけれども、私も若いときあの近くで仕事をしていて、ボーリングしてメタンガスが出たということもあります。新聞にも出て、その新聞を探しているのですけれども、今のところ図書館でもわからないという現状ですけど。そういった経験の中で、本当に今いただいた19キロ平方の中には、本当にメタンのエネルギーが詰まっているかもわからないといふような、ばかな夢を自分は見ているわけですけれども、そういったことも踏まえて、琵琶湖を使って、この湖岸にされている琵琶湖を使って、何とかこの野洲市の元気になるような夢が見られないだろうか。

昨年、この野洲行政のいろいろな取り組まれている中で、すばらしいということで、北海道から沖縄まで、私がいさつに出させてもらったのは37回ある中で、この4年前に旧中主と野洲が合併して、湖から三上山の平野のええ位置に住んでいますというて本当にうらやましがられるようなことを試みながら、このふるさとをPRして自慢したわけですけれども、本当にそれを皆さんの力で、もっと使える新しい夢がたまっている中にいるんじゃないかなと思っております。

そういったことで、皆さん方の知恵をいただきながら、私が1年経験をさせてもらった中で、本当に私を支えてくれたそういう人たちが、そういったようにこの野洲をみんなが

支えてくれたら、本当によくなるなあというようなことで、1年間の活動をさせてもらいました。そういったことで、今後この野洲が今新しい市長ができて、市長の気迫で、今日始めて議会で私たちも受け止めておりますし、てきぱきとやってもらっているというのを、一日も早く市民全体に届かせていただいて、明日の野洲のために頑張っていただきたいと思いますし、私たちも頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そういうことで、余りいろいろなことを聞いてもわかりませんので、ひとつそういった期待で、皆さんと共に頑張っていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

以上、終わります。

○議長（河野 司君） 次に、通告第15号、第14番、中田幸子君。

○14番（中田幸子君） 14番中田幸子でございます。私は、2件の一般質問をさせていただきますと思ひます。

まず1件目、ボランティア・能力・技術等の提供者の活用についてお伺ひいたします。野洲市が新市建設マスタープランとしてきた新市まちづくり計画の中には、将来都市像として目指すべき姿に、「豊かな自然と歴史、文化にはぐくまれた野洲市は、自らの手でまちづくりを実現する市民の力により、未来への大きな可能性を有して歩んでおります」とうたわれておられますように、まちづくりの原動力は市民活動でございます。みんなの知恵と力で、よりよいまちにしていくことを望まれております。

市民活動データブックを拝見いたしました。320数団体のグループの活動情報がまとめられており、16の分野に分けられ、まちづくりに関するものや、健康づくり、趣味、文化芸術等にと、市民の活動は個々に表現されているものの、多くの市民には浸透されていないのが現状ではないでしょうか。例えば、定年後の方が現役時代の仕事を生かしたボランティア、また趣味を楽しみながらの指導、あるいは家族の介護、高齢者のお世話等の体験をされて、現在はお世話も終わられた方から、介護資格がなくてもお手伝いできることはあるので、協力していきたいとの声も聞かせていただいております。シルバー人材センターでは、各自の能力や技術等の登録の人材バンクシステムがございますが、私の知人も登録しております。2年経過しても、一度も活動するチャンスも、声かけもなく、ある一部だけが活動されているのではないかと申されております。また、ボランティアセンターでも、団体ボランティアや個人ボランティアの登録がされておりますが、活動に偏りが見られます。このような現状から見て、登録されておられる方が活動できる体制や、多

くの市民の活動が提供していただける見直しが必要とされております。

行政としてこのような現状をどのように把握し、チェック、報告、指導はどうされてこられましたかをお伺いいたします。また、今後市民のボランティア、技術、能力の提供者の対応と、見直しについても重ねてお伺いいたします。

2点目、市民でつくるまちづくり委員会の設置について、お伺いいたします。

野洲市総合計画の基本構想に掲げられております、その中のまちづくり基本理念にありますように、まちづくりの主役は市民であり、豊かな人間性をはぐくむまち、人々が支え合う安心なまち、美しい風土を守り育てるまち、地域を支える活力を生むまち、潤いとにぎわいのある快適なまち、市民と行政が共につくるまちを基本目標とされ、まちの営みは、人と人とのきずな、そして自然の共生の上に成り立つものです。まちづくりは、市民、企業、行政、それぞれの立場で構想されていくものと考えております。

合併して4年が経過しましたが、地域の特色も、中主方面では田園、湖があり、野洲方面では山、川、JR駅前等から見ても、まちづくりも異なっております。また、市民は毎日の生活の中で、まちづくりはこうあってほしいと体験を通しての声が出されております。そして、自分が住んでいるまちは、よくも悪くもよく知っているからこそ、それぞれの地域が持つ魅力を高めることや課題を探り、その解決につなげる取り組みが、一人ひとりが生き生きと生きる社会の実現につながっていくと言えます。

昨年10月に設置されましたまちづくりセンターでは、まちづくりに関する情報や活動している者たちへの交流拠点として活動されておられますが、今後は多くの市民が利用しやすく、まちづくりの重要な拠点となっていきたいと思っております。

まずは、市民がまちづくりに参加しやすくすることからです。そのためには、身近な場所設定から考えて、市内にあるコミュニティセンターが設置されている7学区ごとに、市民でつくるまちづくり委員会を設置され、それぞれに特色あるまちづくりや特産物の開発等を検討していかれることから始めていかれることではないでしょうか。7学区の提案をまとめて、実践へとまちづくりに進めていくことを、まちづくり委員会設置として提案要望いたしますが、当局のお考えをお伺いいたします。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（河野 司君） まちづくり政策室政策監。

○まちづくり政策室政策監（南 喜代志君） ただいま中田議員からご質問がございました、1点目、ボランティア・能力・技術等の提供者の活用について、お答え申し上げます。

本市では、市民活動はまちづくりの重要な原動力の一つとして、市民の知恵と力をまちづくりに生かしていただくため、昨年10月から拠点となるまちづくり協働推進センターを設置しております。

まちづくり協働推進センターでは、行政情報、市民活動団体の活動PR情報やイベント開催情報のほか、企業活動の情報や自治会だよりなどを収集し、センター掲示板によりまず掲示や登録会員に対するメール配信、市広報紙やホームページへの掲載などによりまして情報を発信しております。また、市民活動に関する相談や市民活動を始めるためのセミナーなども開催し、市民活動支援に努めています。

さて、ご質問の、ボランティアセンターにおいてボランティア登録されております団体及び個人の活動状況についてお答えをいたします。

団体ボランティアについては、共通の興味を持たれている気の合う仲間が楽しみながら社会貢献をされており、それぞれに必要なとされる場で活躍をされています。また、個人ボランティアにつきましては、主に社会福祉協議会のボランティアセンターの窓口で登録をされており、その内容はさまざまでございます。個人の特技や経験を活かしてボランティアをしたい方に、その能力を生かしていただける場所・施設を紹介されておりますが、必ずしも適切な場が見つかるとは限らないのが現状でございます。このようなケースが、ボランティアの需給調整の中で一番難しいところといわれております。

基本的には、ボランティアをやりたい人に、その希望に沿うボランティアを紹介し、また、ボランティアを必要とする人に、そのニーズに合うボランティアさんを紹介し、また、該当者がいないのであれば新たに養成していくという積極的な姿勢で業務をされております。これからも、行政とセンターがそれぞれやるべきことを実践してセンターの設置目的が達成されるよう、より連携を図ってまいりたいと考えております。

今後、団塊世代の退職と相まって市民意識が醸成されます。ますますボランティアのすそ野は広がっていくものと考えております。このため、高まりつつあるボランティアの貴重な思いや高齢者の能力が野洲という社会の中で有効に生かされるよう、まちづくり協働推進センターがその拠点となりまして関係部署との連携を強めていきたいと考えております。

なお、シルバー人材センターでは、会員登録時に希望される職種を登録し、就業の場を提供されております。ただし、事務系などの職種では、最近のパソコンの普及などにより受注件数が少なく、就業機会の提供も少ないのが現状と聞いております。

シルバー人材センターからの事業報告を見ますと、会員の就業率は、昨年度実績では88.5%と、滋賀県内の平均値よりも高い数値となっております。今後は、ボランティアと違うその役割に期待をし、職の開発やさらなる営業努力を求めていきたいと考えております。

続きまして、ご質問の第2点目でございます、市民でつくるまちづくり委員会の設置について、お答えをさせていただきます。

まちづくりの交流拠点でありますまちづくり協働推進センターは、さきのご質問でお答えいたしましたとおり、市民活動支援のためのさまざまな事業を実施しております。今後、より活発な市民活動が展開されるよう、情報の共有を基本に積極的に取り組んでいきたいと考えています。

一方、本市では、市民が身近な地域において自主的な市民活動を促進することによりまして、多様な市民主体のまちづくりを進めていただく拠点として、コミュニティセンターを活用した協働のまちづくりを推進しております。コミュニティセンターは、地域住民の思いが運営に反映されるよう、学区自治連合会を運営主体とします指定管理者制度により、創意工夫を凝らしながら運営していただいております。

今後は、議員ご提案の学区ごとのまちづくりを考える組織を設置することによりまして、例えば、自主的に学区の課題や将来の学区のまちづくりを考え実践していただけるよう、他市の事例も参考に調査研究に取り組んでいきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 中田幸子君。

○14番（中田幸子君） 再質問させていただきたいと思っております。

今ご回答をいただきまして、もう少し深く質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初のボランティア・能力・技術等の提供者の活用についての件ですけれども、今お答えもいただきました中の、シルバー人材センターは補助交付団体でございますね。当然収支決算とか事業報告とかは受けておられると思います。でも、その報告だけで、実際の現状を把握されておられるとは思いません。登録をされておられる方の声を聞かれているのか、聞かれていないようにも思います。例えば、シルバー人材センターの資料を見させていただいた中にも、平成20年度の人材センターの実績の中では、さっきのお答えで昨年度の実績が88.5%と言われましたけれども、例えば10月でしたら、会員数が740名に対して就業実人員、実際に動いたのが509名で68.8%。その一月前にし

でも64%、8月には64.5%と、実に4月から本当に60%台だけでございます。

そして職種も、一応8項目に分けられておられますが、この8項目に分かれておられる中で、会員さんに対してこういう仕事の依頼がありましたよというのを出されるけれども、その出されたものに対して、そこの担当班の班長さんがおられると思うんです。センター、もしくは班長のところでその委託を受けたものを、どの班員さんの中の誰にその仕事を依頼するかというのが偏っているのではないかということが言われているのが、会員さんの中の声でございます。

先ほど申しましたように、昨年度の就業率が88.5というのと、約10%、90%として、10%は何もないということになる。1割の方は登録をしているだけで何の依頼もないということでございますけれども。ということは、先ほど申しましたように68.8%、10月の実績から見ますと、約30%、3人に1人は何の仕事も登録だけでされていないというのが現実でございます。年間を通じて一度も出ておられないというのが約1割ではございますけれども、実際に登録されて、私の友達の中でも2年間一度も依頼もなければ、例えばどういう職種がどういうふうに依頼されたのか、そういうことも把握できないと。ただただ登録をしているだけだと。年間会費が1,200円で、互助会費が600円で1,800円、それを払えばなしであると。せっかく登録をしてあっても、登録をした人にどういう職種がどういうふうに何人動いたのかという報告もないと。だから行政としては、先ほど申しましたように、収支決算とか事業報告は受けておられますけれども、その会員にどういうふうに報告されたのかということは把握されておられなかったのではないのでしょうか。結果として、私の知人は2年間で退会をしたというのが現実です。

そして、シルバー人材センターは、県の知事の許可を受けた社団法人でございますが、こちらにも書いておられますが、センターの中で国、県、市から指導・助成を受けていますということは、本市、野洲市からも指導をされているということですが、実際にシルバー人材センターにどのような指導をされてこられたのか、例えばこういう方法で指導をした。支援はされて、助成はされているのはお金を出しておられますのでわかっておりますけれども、どのような指導をされたのか、そしてこのシルバー人材センターというものは、市民のためにある組織の団体でございます。というのは、これを利用されている市民の声が本当に反映されている団体でなければならないと思うんです。

本市として執行されているこの行政の方が、市民のためにどのような声を把握され、どのように1人の市民が活動できているのかということをご存知なのか、改めて指導について

でもお伺いさせていただきたいと思います。

また、ボランティアセンターの方なんですけれども、団体ボランティアと個人ボランティアについても、現在5種類の登録がされておられますけれども、この5種類の中で登録人員は26名です。そして、例えば歌の指導をされておられる方は、一度も依頼がなかった。例えばふれあい共同作業所のボランティアは184回もあったというので、本当に差があります。

それで依頼されてこられるPRの仕方をどういうふうに行っているのか、そういうことも知っておきたいと思っておりますけれども、これから考えていきたいと、さっき政策監におっしゃっていただきましたけれども、例えばボランティアしたい人は、シルバーに登録される人とは違って、私は収入を考えなくても、自分が持っている力を社会の中でお役に立てたいという方がおられます。私の知っている間でも、そういう方はたくさんおられます。でも、その方たちがどこへどのように登録をし、どのように活動をしていったらいいのかが、周知されておられません。そして、周知の仕方、例えば広報でも掲げていますよ、掲載していますよと言われますけれども、その広報が本当に見られているのかどうかということは、余り確かな面ではないと思っております。せっかくボランティアで提供しようというのは、本当に市民の中の宝物だと思っておりますので、市民の働く場所、また提供したい人の把握をもっとやるのが、生きがいのあるまちづくりにつながっていくのではないかと思っております。

次に、市民でつくるまちづくりの方についてお伺いいたします。

野洲市のまちづくり基本条例の第8条にも「市民は、自らが持つ知恵や力をまちづくりのために発揮します。」と示されておられます。さて、魅力のあるまちづくりは、市民がどのようなまちにしたいかが基本でございます。市民が考え出すことで、そして心に満足が持てることとお聞きしております。先月、高島市のまちづくりについての研修に行ってきましたが、高島市は6つの町村で合併しておられ、市になってまちづくり委員会を6つの地域で個々に設定されておられます。各地域の特性を生かして、それぞれの魅力あるまちづくりをしておられました。高島市のまちづくりの委員の方に、「魅力あるまちづくりの魅力とは何ですか」とお尋ねしてみましたら、「住んでよかったといえるまち」だと答えられました。また、高島市では、盛岡市と姉妹提携されて、その盛岡市に、高島市を盛岡から見たらどのように見えますかと、高島市としてはこれで本当にいいまちづくりをしましたよ、けれども他の県から見たらそのまちづくりが本当にいいものかどうかをアドバイスし

てくださいと。自己満足だけでなく、他から見た面もアドバイスしていただける、こういうことが、本市においてもこのような取り組みをされたことがあるのか、お伺いしたいと思います。

もう1点、まちづくり協働推進センターが昨年10月に設置されておられますけれども、このまちづくりの協働推進センターが、もう少し活動が、まだやっと1年経ったところで見えてはこないんですけれども、今後この学区のまちづくりを進めてこられるとなるとその中心拠点となっていくと思うんです。そうすると、センターの運営を今後どのように進めていかれるのか、お考えがあればお示しいただきたいと思います。

以上、再質問とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） 中田議員の再質問の中で、ボランティアの活用というか利用についてのご質問にお答えをさせていただきます。

ご質問でもありましたように、個人のボランティア登録をいただくというのは、実は年々少なくなってきておまして、その中でもご紹介いただいた活動いただいているというのが、作業所へのボランティア活動と、障がいのある方へのリハビリ体操というか、そのようなボランティアが中心で、まだまだ十分に個人の方のご利用がいただけないというのが現状でございます。

社会福祉協議会の中で、ボランティアを1人でも多く募り、また必要な方へつないでいくということを、今後も努めていく必要がありますし、その啓発としまして、市がボランティアネットというようなインターネットへのご紹介とか、社協の広報紙を活用しまして求めることと提供できることの周知もしておりますし、これから団塊世代の多くの方の経験を生かしてボランティアをいただくということで、2年ほど前からシニアボランティア講座というのも開催をしておりますので、もう一度しっかりとボランティアの根付くような形で、啓発を含めて取り組みを進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） それでは、中田議員の再質問にお答えをしたいと思います。

特にシルバー人材センターへの活動に対する指導ということでご質問をいただきました。話によりますと、県下では88.5%という就業率で、県下平均で84.5%ということで

それとは上回っておるのですけれども、やはり実態的に仕事が無い方もおられるというようなことを聞いておられるというようなことを、お聞きいたしました。

実は就業状況の把握につきましては、市としてはできておらないというのは率直な意見というか、ことごとございます。ただ、それはシルバー人材センターの就業規定にもございますが、センターの仕事として、受注のこと、あるいは受注を受けた仕事の配分等については、センターと会員相互で取り決めていくという就業規程にもなっております。そしてご承知のとおり、シルバー人材センターは社団法人ということでもございますので、市がどこまで踏み込めるかという問題もあろうかと思えます。ただ、年間何がしの補助金は出している補助金の交付団体でもございます。ということで、先ほど言いましたように、どこまでチェック機能を働かすのかということも、今後の検討課題ではあるということも思えますし、先ほどおっしゃられましたように、市民の声といいますか、そういうことも大切に受け止めていかなければならないというふうに考えております。

私ところの市の補助金交付要綱の中に、これも話があったかと思うんですが、第4条に指導及び調査という項目もございます。これにつきましては、補助金の適正化を図るという観点での指導・調査ということにも明言しておるわけでございます。そのことも含めまして、先ほども申し上げました、市がどこまで社団法人のシルバー人材センターを指導するかということは、今後のちょっと課題というか、にとらえまして取り組みをしていきたいというふうに思えます。

それともう1点、これも国庫補助金の対象にもなっておりますので、実は滋賀県、あるいは滋賀労働局の方においても、業務監査ということで実施をされてございます。これは2年に1回ということになっておるわけでございますが、その内容といいますか、業務監査の視点でございますが、同一会員が同じ就業先に月10日以上働いていないのか、あるいは補助金の適正執行がされておるのか、あるいは就業契約、契約書等の業務監査を実施をしておられるところでございます。そういうこともあわせまして、市の補助金交付団体ということで、繰り返しになりますが、今後、指導方法といいますかそういうことについても課題としてとらえて取り組んでまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（河野 司君） まちづくり政策室政策監。

○まちづくり政策室政策監（南 喜代志君） 中田議員からの市民でつくるまちづくり委員会の設置につきましての、再度のご質問にお答えを申し上げます。

議員のお話によりますと、高島市は高島市の出身者が盛岡に多いということもありまして、盛岡市との交流を進めておられます。そうした観点で、盛岡市から高島市を見て客観的にまちづくりについてのいろいろなアドバイスも多分あるんだろうなど、このように思いますが、他の県の例ではないのですけれども、野洲市につきましては、そういうふうな都市が県外にございませんで、客観的にまちづくりに対してのアドバイスというのを受けた経験がないわけでございまして、そうは言いますが、ただ、まちづくり委員会の設置とか学区ごとのそういう組織について県内でそういう事例を調べてみますと、今言われました高島市と湖南市で、それぞれ名称は違いますけれども、そういう組織がございます。例えば高島市ですと、まちづくり委員会、これは合併の前の旧6町の単位で、それぞれ10人の委員さんが、支所と一緒にまちづくり委員会を運営しておられます。また、湖南市の方を聞いておりますと、市民主導でということになりますけれども、岩根学区と菩提寺学区にまちづくり協議会というのが設置をされまして、学区の課題解決とか、あるいは目指す将来像を定めて、住民自らがそういう地域活動を実践しておられるという、そういうふうな事例を聞いております。それぞれ設置しておりますまちづくり委員会、協議会の経過とか形態は違いますけれども、基本的にはそうした事例を調査しながら、本市のまちづくり委員会の設置に適用できるかどうかも含めて調査研究をしていきたいと、このように考えております。

それと、2点目のまちづくり協働推進センター、10月で開館しまして1年を経過するわけですが、今後の考え方についてというご質問でございます。センターの運営の課題の1つには、多くの市民参画をどうしているかといったことがございます。事業の企画あるいは運営にも市民の知恵と力が反映できる仕組みを築いていきたいと、このように考えまして、現在のところ、ITサポートチームが今立ち上がって活動をしていただいているところでございます。今後、まちづくりと市民活動支援を主な活動のテーマにされているボランティアの団体とか、そういう市民活動の団体に呼びかけまして、交流会の開催などを通じて、センターをサポートいただけるようなメンバーを募っていきたいと考えております。思いとしましては、そのメンバーによりまして、月替わりの交流会を開催できたらと、このように思っております。

基本的にはセンターそのものにつきましても、将来的に行政の職員がセンターの運営に携わるというよりも、市民の団体で、活動団体で運営をしていただけるのが理想のスタイルではないかなと思ったりしております。

そしてまた、近年、企業のCSR活動も一般化しつつありますし、特に企業が多く立地している本市、野洲市では、その分CSR活動も盛んになっております。企業が求めておられるもの、また団体が求めているもの、それぞれを把握しまして、企業と市民活動団体、あるいは企業と市民、また企業と企業、さらにまた市民活動団体相互のつながりの役割を担っていきたい、このように考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 中田幸子君。

○14番（中田幸子君） ありがとうございます。シルバー人材センターに対しては、交付しているものだけをチェック、指導じゃなくて課題としていく、市民が活用している団体というのですか、登録をして、そのシルバー人材センターをもとにして活動をしていくので、活動をしていく市民のための、やはりしやすい場所であると、課題としてとらえていくとおっしゃったので、今後前向きに検討するという言葉のように、後ろを向かないでほしいです。前を向いて、本当に課題がこういうものであったと、こういうふうに取り組んだという答えをいただけることを期待しておきます。

それから、今の政策監の答弁の中に、つながりとして、ボランティアを提供する人、またそれを受けたいところのつながりの役割をしていききたいと、求めているものを、双方に提供できるようなものにしていききたいと、それから今の推進センターが、いずれかは市民の活動団体で、行政主導でなく市民が主導でとっていけるようにしていききたいというのは、ぜひ期待していききたいと思っております。

先ほど政策監もお答えをいただきました高島市の方では、たまたま合併による地域振興基金を活用されて、6つに2,200万ずつを配賦され、それで人口1人掛ける1,000円で、一応まちづくりに充てられたということですがけれども、うちにはそんなお金はないと思いますけれども、そしてその委員さんが1つのまちで10人ほどとおっしゃるんですけれども、一応そのまちづくり委員さんはボランティアでということでしたけれども、市民の知恵、力、これはお金にも替えがたいものだと思いますので、ぜひ活動していききたいと思います。

例えば、私も月に2回高齢者サロンを開いておりますけれども、もちろん、自分が昼食代の500円を出して、自分でお世話させていただいてと、全くボランティアでさせていただいておりますけれども、そのお世話させていただいている中で、高齢者の姿を見ていると、1人に1人の話し相手が要るんです。本当に大勢の方、20数人おられても、

20数人の1人に1人の話し相手が要するというのが現状でございます。みんな孤独感があって、1人に話を聞いてほしいとなると、ボランティアというものは、本当にたくさんの方が要ります。

先ほども申しあげましたように、高齢者の方をお世話されて、介護で経験のある方が、もし資格がなくても、そういうところのお世話はできる。例えばぎおうの里とか、悠紀の里とか、そういうところででもできるのではないのでしょうか。それから、保育園においても、先生が担任が1人でなくても、補助として見守るだけでもできるのではないのでしょうか。そういうところに、本当に無償で自分がお役に立つということを希望されている方は、たくさんおられます。

以前、栗東の市役所にお伺いしたときでございますけれども、そのときにちょうど入り口のところに1人の男性の方がおられました、「どこにご用がございませうか」と、私はたまたま元気だったから、受付のところに行って対応して動きましたけれども、その方が次に来られた高齢者の方、体の不自由な方に介助してご案内を担当課のところにされておられる姿を見ました。

そういうのは、野洲市においてもできるのではないのでしょうか。玄関のところに来られた高齢者に手をかして、「私の肩をお持ち下さい」と、「どちらにいらっしゃいますか」と。それから目が不自由な方でしたらご案内いたしますよとか、そういうのもボランティアでされるという方、おられますので、それもまちづくりの高齢者の生きがい、だんごんの世代の人のまだまだ元気な方への、いずれは自分がそうなるのですので、できる間にさせていただくような、こういうシステムをされてはいかがでしようか。

そして、これも先ほども言いましたように広報等で募集しても、来ません。例えば自治会の回覧板で、「こういうことを募集しておりますので、こういうので応募される方は……」というように自分の家のところの窓口で目に止まるような方法が一番いいのではないのでしょうか。そして企業にも、企業の窓口に行って、「こういうボランティアのサービスがございませうけれども、お使いいただけますか」というPRしてお伺いするのも、1つの方法だと思いますので、それもサービスで、ボランティアでしていただける方はあると思います。

山仲市長が就任されて、先月からスタートしました。例えば船でいうならば、野洲市丸という船が出港いたしまして、船長として山仲市長が今かじを取っておられます。行政職員はその山仲市長を支えながら進めていかれる。方向をしっかりと見守りながら、例えば市長が間違った方向に向いたときにはやはり、「市長、それはちょっと方向が違うんじゃないか

「ございませんか」と、語り合えるようなそのような市の中の職員同士であってほしい。そしてその乗組員である市民、この市民に市長自ら「乗り心地はいかがですか、よいですか。酔いますか。気分悪いですか」「いえ、もう少しこういうふうに運航してもらったらいいですね」と言っていただけの生の声、乗組員である住民の声も聞いていただけるように、行政と乗っている住民とが、いい野洲市丸で出港していただけるよう要望して、終わりたいと思いますが、政策監にだけ、先ほどのちょっと取り組みについてどう考えられるかだけをお答えいただいて、終わります。

済みません、だんこんと言ったのは団塊だそうです。済みません、失礼いたしました。

○議長（河野 司君） まちづくり政策室政策監。

○まちづくり政策室政策監（南 喜代志君） ただいま中田議員からございました、再々質問にお答えを申し上げたいと思いますが、そうしたボランティアが、非常にたくさんのボランティアが必要だというようなこともおっしゃっていました。私も同感だと思います。また、高齢者の話し相手というのも、それぞれ議員のお話がありましたように、1人対1人というような形での語り込みといいますか、聞き役といいますか、そういうような役割を考えますと、多くのボランティアの方に関わっていただく必要があるかな、このように思います。

そして、その多くのボランティアを必要とするわけですが、その募集にあたりましては、広報に掲載してということではなかなか集まらないというようなご指導もいただいております。例えばの事例としていただきましたが、自治会での回覧板で募集をするとか、あるいは企業へ訪問して、例えば村田製作所さんあたりを聞いておられますと、社員さんの中で相当多くの社員さんがボランティアに自ら携わっておられますし、あるいはいろいろなそのボランティア活動の場を探しておられるということもお聞きをいたしておりますので、企業へ訪問して、そのボランティア活動に関っていただく方が1人でも多くなりまますように取り組んでまいりたいと、このように思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、15日は午前9時より本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。
本日はこれにて延会いたします。(午後4時16分 延会)

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成20年12月12日

野洲市議会議長 河野 司

署名議員 田中 栄太郎

署名議員 林 克